摂津市議会

民生常任委員会記録

平成22年3月16日

摂 津 市 議 会

民生常任委員会 3月16日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局	
職員、審査案件	
委員会記録署名委員の指名	3
議案第1号所管分、議案第10号所管分の審査	3
質疑(本保加津枝委員、嶋野浩一朗委員)	
議案第7号の審査	23
質疑(弘豊委員)	
議案第23号の審査	26
補足説明(生活環境部長)	
質疑(本保加津枝委員、山崎雅数委員、弘豊委員)	
議案第28号の審査	35
質疑(山崎雅数委員)	
議案第33号の審査	
議案第31号の審査	36
質疑(弘豊委員)	
議案第3号、議案第4号、議案第12号、議案第34号の審査	37
補足説明(保健福祉部長)	
質疑(山崎雅数委員、本保加津枝委員、弘豊委員、嶋野浩一朗委員)	
議案第9号、議案第15号の審査	·····57
質疑(山崎雅数委員)	
議案第8号、議案第14号の審査	59
質疑(本保加津枝委員、山崎雅数委員、弘豊委員)	
採決	·····70
閉会の宣告	·····71

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成22年3月16日(火)午前10時 開会 午後 4時45分 閉会

1. 場所

大会議室

1. 出席委員

委員長 森西 正 副委員長 鳴野浩一朗 委 員 本保加津枝 委 員 上村高義 委 員 弘 豊 委 員 山崎雅数

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市 長 森山一正 副市長 小野吉孝 生活環境部長 水田和男 同部次長兼自治振興課長 杉本正彦 同部参事兼市民課長 萩原 明 産業振興課長 鈴木康之 同課参事 田橋正一 環境業務課長 早川 茂 環境センター長 上村裕幸 環境対策課長 池上敦実 保健福祉部長 佐藤芳雄 同部理事 福永富美子 同部次長兼地域福祉課長 登阪 弘 同部参事兼国保年金課長 堤 守 同部参事兼健康推進課長 阪口 昇 同部参事兼こども育成課長 稲村幸子 地域福祉課参事兼地域包括支援センター長 川口敦子 生活支援課長 東澗順二 障害福祉課長 吉田量治 国保年金課参事 大嶋良一 同課参事 寺田 博 健康推進課参事 前野さゆみ 介護保険課長 山田雅也 こども育成課参事 船寺順治

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 野杁雄三 同局参事 池上 彰

1. 審查案件(審查順)

議案第 1号 平成22年度摂津市一般会計予算所管分

議案第10号 平成21年度摂津市一般会計補正予算(第8号)所管分

議案第 7号 平成22年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算

議案第23号 摂津市商業の活性化に関する条例制定の件

議案第28号 摂津市墓地管理基金条例の一部を改正する条例制定の件

議案第33号 摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件

議案第31号 摂津市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議案第 3号 平成22年度摂津市国民健康保険特別会計予算

議案第 4号 平成22年度摂津市老人保健医療特別会計予算

議案第12号 平成21年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議案第34号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

議案第 9号 平成22年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算

議案第15号 平成21年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第 8号 平成22年度摂津市介護保険特別会計予算

議案第14号 平成21年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第4号)

(午前10時 開会)

○森西正委員長 ただいまから民生常任 委員会を開会します。

本日の委員会署名委員は、本保委員を指名します。

先日に引き続き、議案第1号所管分及 び議案第10号所管分の審査を行います。 本保委員の質疑に対する答弁を求めます。 杉本次長。

○杉本生活環境部次長 日本語教室の国際交流協会委託ということで予算を挙げさせていただく件に関するご質問でございましたが、まず、どの国の方に対してというご質問でございました。

特に、どの国ということは想定はして おりませんが、事業内容も主に日本語を 使ってやるということになっております ので、日本語を学びたい方であればどな たでも、ということにしております。

ただし、現況を申しますと、中国の方が多く、フィリピン、ベトナムの方が多いということでございますので、そういう方が中心になってるということでございます。

それから、2番目に、口コミでの周知 は限界があるのではないか、ということ でございます。私の答弁がちょっと言葉 足らずであったのかもしれません。当然、 広報であるとか、ホームページであると かで周知もした上でするわけですが、な ぜ、口コミと申しましたかと申しますと、 主に今の受けられてる方につきましても、 市内企業での研修を受けられてる方、ベ トナムの方であるとか中国の方、こういっ た方が受けられてるケースも多ございま すので、そういった企業であるとか、市 内の事業所の方であるとか、こういった ことに対して、広めていっていただけた らなという思いがあって、口コミという 言い方をしました。

また、当然、外国人登録等をされる方 もございますので、市民課の窓口に国際 交流協会のパンフレット等も設置いたし まして、できる限りご利用いただけるよ うに努力してまいりたいと考えておりま す。

- ○森西正委員長 早川課長。
- ○早川環境業務課長 リサイクルプラザ 運営事業の中のペットボトルキャップな どの資源化の取り組みについてご答弁させていただきます。

現在、ペットボトルキャップにつきましては、燃やせないごみで市の方で回収しておりまして、資源化している分につきましては、ペットボトルを回収したときに、ペットボトルについたままのキャップについては、かなり手間もかかっておりまして、外しまして、中についている締めのシールも外してその後洗浄をかして、外のシールも外してその後洗浄をかけるという手間が結構かかっておりまして、それを資源化っていうのは、なかなかいますが、現在は少ないながらも売却という形で収入を得ております。

ただ、今後それについて、ほかに「ペットボトルのキャップで世界の子どもにワクチンを」とかがありますので、その辺もこれから考えてまいります。

- ○森西正委員長 東澗課長。
- ○東澗生活支援課長 生活保護被保護世帯の家賃滞納対策についてお答えします。

ケースワーカーは家庭訪問など、日常の業務の中で家賃の滞納状況を確認し、 滞納させないように対応していますが、 必要に応じて被保護世帯の実情により、 住宅扶助を直接家主に支払っている事例 もあります。しかし、この方法は業務の 著しい増加につながり、現在の体制では 進めにくい業務と考えています。

また、意思判断能力がない方につきましては、成年後見制度や社会福祉協議会の権利擁護事業の利用も進めています。 公営住宅に入居されてる方につきましては、現在、代理納付の制度の利用を検討しています。

生活保護は生活の維持、向上を目的としていますので、必要に応じて、実施機関が求める事項について、被保護世帯には届け出の義務があります。

委員ご指摘のとおり、今後も過去に家 賃滞納等があり一定の指導が必要な方に は、家賃納付領収書等の提出を促し、滞 納による退居に至らないように努めてま いります。

- ○森西正委員長 鈴木課長。
- ○鈴木産業振興課長 本保委員の二つの 質問についてご答弁申し上げます。

一つ目、通行量調査及び購買実態調査 委託料が、平成19年度の予算額に比べ て約3分の1に下がっている点について ご答弁申し上げます。

19年の前回調査は、三つの調査を実施しました。22年度は、計測と聞き取り調査の2調査とし、アンケート調査にかかります往復の郵便料金、返送用封筒代、調査票の印刷などの経費の大幅な削減を行っております。

また、各調査の集計やまとめにつきましては、継続的にコンサルタント会社に 委託しておりましたが、担当課にも一定 のノウハウを蓄積していきましたので、 今回自前で行うことにいたしました。

さらに、シルバー人材センターの人材 を活用することにより、経費の削減がで きたものと考えております。

ただし、分析や報告会の説明におきましては、中小企業診断士など専門の方のお力をお借りしまして、実施したいと考

えております。

次に、若者の就労支援のため、ジョブ カフェなどの設置を検討してはどうか、 についてご答弁申し上げます。

34歳以下の若年者の就労支援のため、 近隣吹田市ではジョブカフェを設置し、 就労支援を行っておられます。聞くところによりますと、吹田市は全面委託事業 として、管理者1名、相談員5名の6名 体制で運営しておられます。21年度の 経費につきましては、家賃と委託料でりまましては、家賃と聞いております。就労支援の基本的な根幹業務につきましては、求人企業へのあっせんと考えております。ハローワークの情報を直接利用することができず、自前で求人を集められて紹介されていると聞いております。

本市では、就労支援のコーディネーターを兼務の2名体制と強化したところでございます。相談の最終解決に当たりましては、ハローワークで数多くの求人情報の中から、自分に合った企業を探していただき、紹介状をもらわれて就職活動をされるのが最善と考えており、その事前のフォローを産業振興課の窓口で行っております。

今のところは役割分担もはっきりしておりまして、二重行政もなく、効率的な支援と考えております。いま一度、相談者のうち、34歳以下の若年者の方の人数を把握し、その必要性などを見きわめてまいりたいと考えております。

- ○森西正委員長 母子家庭の自立支援は、 副市長からお願いします。
- ○小野副市長 母子家庭の支援策で新聞等を見ますと平成21年の補正予算で大幅拡充されたということは承知いたしております。とりわけ、母子家庭の自立と

いうことになりますと、働きに行きたく てもいい仕事が見つからないということ はもう実態でありますし、そういった意味で看護師、介護福祉士、保育士なり、理学療養士なり、作業療法士と、いわゆる高等技能訓練の促進が一定の国の制度でできたということは、大きな前進だろうと思っております。

ただ、この現在の就職氷河期の中で、 テレビで見ておったんですけども、今、 新卒者も東京とか大阪へ出てこないで、 地方の大学にとどまると、国公立に行く と、家庭事情で。それも、また専門職 道を非常に選ぶと。例えば、看護大学と かそういうとこが大幅に伸びておるとい うことで聞いております。そういたしま すと、なかなかこの制度を活用するに行く となれば、相当な勉強をしないと、これ 10倍、20倍の難関が待っておるとい うことがあります。 題が残っております。

それで、例えば子育てで母子家庭でありますと、これもテレビでやっておったんですけども、子どもを保育所に入所できなければ働けないと、仕事を持たなければ保育所に入れないと、この悪循環が現実に起こってるっていうことで、潜在的なそういう措置できない子どもが、公表よりも何十倍もいてるだろうとあきらめてしまったということもテレビでやっておりました。

そういったことの中で、これはちょっと違う点なんですが、東京の三鷹なんかは、3,000万円の建設補助をやると。 民間を20年間借り上げ、20年保育所ということを打ち出して待機児童対策をやったと。これは非常に我々市町村にとっても注目すべき問題だというふうに見てます。

そういった社会環境がある程度出てこ ないと、なかなかこの活用といいまして も、まず受験があって、そして、その3 年間なら3年間、看護大学は4年間であ りますけども、看護師なら3年間の看護 学校へ行かなきゃならない、大学であれ ば4年間行かなきゃならない。それで国 家資格を取らなきゃならないとなります と、相当長期に、4年、5年のスパンに なってまいりますので、まず、子どもさ んをどう措置をできるかということが問 題です。これらの状況から考えますと、 これらが本当に生かされるものとするな らば、この周囲の環境を社会が整えてい くということがなければ、現実の問題と してはなかなかこれを活用するのは、ご く少数の方々に偏るんではなかろうかと いうふうに思います。

ただ、せっかくこういういい制度がで きたわけですから、これに乗っかってい きたいという方も市内におられると思い ます。そういった意味で、こども育成課 で自立支援員を配置いたしまして、相談 に対応しておりますので、今後それぞれ の希望を受けとめながら、きちっと対応 していくことがまず大事だろうなと。貸 し付けなり奨学金制度などがございます んですから、私どもの市でも一定、ヘル パーの無料、または1時間300円利用 なんかもございますから、きちっと相談 に乗らせていただくと。門戸を閉めない で、こういうことはできますけどもと、 こういうことは可能であります、しかし ここはなかなか難しいことがありますと、 そういったことを懇切にきちっと対応し ていくことがまず大事であろうなと思い ますことが一つあります。

それから、もう一つはこういう制度を 入れるんであれば、これは市長とも話し をいたしますけども、国としてももう少 し制度にこの中身を入れるということも 大事でございますから、そういったこと も頭に入れながら、まず市でできるもの をきちっと対応してさせていただくとい うことと、もう一つは大阪府長会なり全 国市長会に持っていく中身というのもご ざいますので、そういうことを踏まえな がら考えさせていただきたいなというふ うに思っております。

○森西正委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 まず、ご答弁いただ きました国際交流事業の方なんですけど も、現在ご答弁いただいてる状況では、 市内に研修に来られてる方ですとか、事 業所にお仕事の目標として決められてる とことか、あるいはおられる方というこ とに特化されてるというような方向性だ と思うんですけれども、やはり摂津市に 外国人が、どの国の方が何名ぐらいいらっ しゃるかということは、やはり国籍をしっ かりと把握していくいうことも一つの、 今後のいろんな社会的な情勢を見ており ます中でも、外国人の方が働くという状 況がふえてきておりますので、こういっ たことについても、しっかりとアンテナ を張っていただきたいなというふうに思っ ております。

来られた方だけ、日本語教室ですから 日本語を教えるということなんですけれ ども、それをきちんと伝えるためには、 その国の言葉で説明をするなり、何らか の形でその通訳をしなければいけない状 況っていうのが存在すると思います。中 国、ベトナム、フィリピンの方が現状多 いということでございましたけれども、 それ以外の国の方々に対してはどのよう な措置がなされるのかということについ ては、やはりまだもう少し、きちんと全 体をとらえて対応をしていただくことが 大事ではないかなというふうに思います。 本市においては、なかなか外国人の方ってそう急増はしていないというふうには思いますけれども、今後のことを考えて、こういった形で外国人の方の国籍をしっかりと把握しておいて、対応がいつでもできるようにというような形で、また、国際交流事業ですので、しっかりと中身のあるもの、成果が出ると言われるようなものに進化させていくべきではないかと思います。要望でございます。

続きまして、母子家庭自立支援給付金 事業の方なんですけれども、ただいま副 市長の方からご答弁をいただきまして、 ありがとうございました。おっしゃると おり、社会事情をかんがみ、やはり若い 人たちも手に職をつけて早く自立をしよ うという方向性があると思うんですけれ ども、現在、人材不足の事業といいます のは、やはり介護事業で、今後の大きさ 求人の市場でもあるというふうに現在言 われております。そこに行政として誘導 をしていくような指導をするというよう な工夫も大事ではないかなというふうに 思います。

介護の現場ではそう年齢を問われず、 また、短期間で取得もできる資格もありますし、現状やはり人が足りなくて困っているという一番大きな市場でもありますので、こちらの方に、しっかりと、先ほどおっしゃってにいただいて、この自立支援制度の有効活用がなされなけるということでは何もないただいうことでは何もないます。 た行政から声も上げていただいと思います。 をくみ上げていただきたいと思います。

また、その生活に対する支援活動につ

きましては、支援員さんの派遣っていうのは、本市独自でやはり考えていただいてすることができないものでしょうかということでございますのでやはり、年数ですとかそういったものに対して一定を設けても、スタートのときはきちっと無償の支援員さんをしっかりと派遣でしただいただきたいと。やはりないただきたいと。やはりないただきたいと。やはりないただきたいと。やはりないただきたいと。やはりないただきたいと。やはりないただきたいと。やはりないただきたいと。やはりないただきたいと。やはりないただきたいと思います。要望です。で、今後、ぜひご検討をいた思います。要望です。

あと、生活保護の方ですけれども、ただいまご答弁をいただきましたけれども、やはりきちっと届け出義務を守っていただいて、保護費の支給日には、必ずその家賃納付の確認をするとか、そのほかにも公共料金など、支給されているのにもかかわらず未払いが出るというようなあってはならないことが出ないように、指導の強化に努めていただきたいと思います。

また、あわせて、指導力の強化という ことも、これから大変注視されるところ であると思いますので指導力の強化を図 るためにも、急増している生活保護を受 けたいという相談者に対して、適切な対 応ができるように、臨時職員の増員、ま たそういったことも考えて、ケースワー カーとして働いておられる職員の皆さん の負担の軽減ですね、こういったことと、 窓口対応の充実に取り組んでいただける ように、ぜひ、お願いをしたいと思いま す。要望です。

リサイクルプラザ運営事業のこのペットボトルのキャップの資源化の取り組みについては、特に設備等があるということではなくて、そういった方向性を考え

ておられるということでなくて、売却し て資源化につなげていくというご答弁で ございました。ご答弁で一定理解をいた しましたけども、ご答弁にも出ておりま したように「世界の子どもたちにワクチ ンを」ということで、現在ペットボトル のキャップのシールを外し、中も外し、 しっかりと洗浄をして送らなければなら ないという状況をクリアしながら、ボラ ンティア活動でペットボトルのキャップ を集めておられて、発展途上国の子ども たちにポリオワクチンを提供するという ことを行っておられるボランティア団体、 また学校等もふえてきておりますので、 回収については一定配慮をしていただい て、また行政としてそういったことに対 して協力ができることがあれば、しっか りと協力もしていくという方向で今後ご 検討いただきたいなと、このように思い ますのでよろしくお願いいたします。要 望です。

あと、通行量及び購買実態調査事業の 方なんですけれども、今ご答弁をいただ きました中小企業診断士等の力を借りて、 コンサルをやめて、本市独自でしっかり と調査をやっていくというご答弁をいた だきました。今後この商業の活性化に関 する条例というものが制定されるという こともございますので、それ等も考え合 わせて、調査事業が反映されるように連 続実施もしっかりと検討していただいて、 商店街の活性化に本当に資することがで きるような調査事業というふうにしてい ただきたいと思いますのでよろしくお願 いします。要望です。

あと、地域就労支援の方はお答えをいただきましたけれども、やはり地域就労 支援に対する取り組み方ということになりますと、少しまだ弱いような気がいたします。現状、産業振興課の窓口に、ハ

ローワークからの求人をずっとはってい ただいているんですけれども、産業振興 課に足を運んでまでそれを見るというこ とが少ないというふうにお聞きをしてお ります。私の方に、失職したので就業先 がないだろうかというようなお問い合わ せがあったときには、産業振興課の方で そのような対応をしていただいてますよ ということを申し上げるんですけれども、 知らなかったということが圧倒的に多い んですね。そういった方に対して、5階 まで上がらなければわからないというこ とが一つ不利な点でありますので、例え ば1階に、5階の産業振興課にはハロー ワークからの案内が掲示されております よと、このような案内文等を、わかりや すく、大きく設置をしていただいて、産 業振興課の方に求職者に足を運んでいた だきやすくなるような工夫等もしていた だければと思います。

また、地域就労支援の推進力となるように、今後ポリテクセンター関西との連携もしっかりと図っていただいて、ジョブカフェを設置するには、大変大きな財源が要るというご答弁でありましたけれども、しっかりと工夫をして、費用がかからないような形で、形態ではありませんので、やはりジョブカフェ摂津版の検討っていうものをしっかりと取り組みをしていただきたいと思います。

また、資格や技術取得については予算 増額をせず、内容を充実した講座を開い ていくというふうに書いておられますの で、こういった点については、資格、技 術取得後の就労希望者と企業との頼れる サポーターとして、本市がぜひ頑張って 就労支援、希望がかなうように、この就 労支援事業が成功するように頑張ってい ただきたいと、成果が得られるように、 ぜひ全力で取り組んでいただきたいと思 いますのでよろしくお願いいたします。要望といたします。

- ○森西正委員長 嶋野委員。
- ○嶋野浩一朗委員 それでは、何点かに ついてお聞かせいただきたいと思います。

まず、予算書の35ページになります。 本保委員も聞いておられましたけれども、 飼犬登録手数料のことについてでありま す。

実は、私、恥ずかしながら、本保委員が質問されて、答弁いただくまで、この 狂犬病の予防接種の現状について、完全 に勘違いしてたというか、思い違いをし ておりました。要は、100%まず予防 接種してるんだろうなということを思い 込んでおりまして、現状をお聞きして、 非常に怖いなというような思いを強く抱 いております。

それで、私、できることをやっていこ うと思いまして、何人か、犬を飼ってる 友人に電話をしてみたんですよ。まあ、 彼らは予防接種を受けてたんですけれど も、結構低いけれど、何でやと思う、と いう話をすると、「それは簡単や、高い ねん。」という話やったんですね。非常 に予防接種を受けるお金が高いらしんで すけれども、そういう状況を考えたとき に、犬を飼ってる人の家計を助けるとい うことではなくて、やはり多くの方が不 安を持つわけでありますから、公費負担 をしていくということは、やはり市民を 常に守っていくと、安全を確保していくっ ていう点からすると、私は合理的な方法 ではないのかなと思ってるんですが、そ こら辺の点について、まず現状をお聞か せいただき、これからのお考えがあれば お聞きをしたいなというふうに思います。

それから、同じく予算書47ページに なりますけれども、新規事業といたしま して、自殺対策緊急強化事業補助金とい うものが100%府の補助でありますけれども、計上がされておりまして、いというな状況になったんだなというふうに、強く今思っているわけででは、何えば、お寺のでは、何えば、お寺ので電話相談に応じるとが新聞なんかでも大うなことが新聞なんかでもというようなことが新聞なんがでもいうようなことはわかったんですけれども、行政がこととなってるんだなと、今強く思ってるんだなと、今強く思って、具体的にどのように動いていかれるのかお聞きしたい。

また、今まで、いろんな相談事業をされてきた民間のボランティアの団体であるとか、あるいは個人の方と、どのような感じでその連携を取っていかれるのか、ぜひお聞きしたいなと思います。

それから、歳出につきましては、概要 に沿って進めさせていただきたいと思う んですけれども、概要の20ページにな ります。バンダーバーグ市サッカー交流 事業ということで、このことにつきまし ては、異を唱えるものではないんですが、 恐らく昨年でしたか、市長がバンダーバー グ市の式典に出席をされてきて、そこで いろいろとお話をされて青少年の交流を していこうということで、そしたら、サッ カーを通じて交流をしていこうというこ とになったんだろうと思うんです。そう いうことで新規事業として計上されてる んですけども、この事業について市から 補助が出されるわけなんですね。このま ず、補助の割合といったものがどの程度 のものであるのか。その算出の根拠とい うか、基準がいったいどういったもので あるのかということについてお聞かせい ただきたいなというふうに思います。

同じく概要の32ページになりますけれども、住基事務事業についてお聞かせいただきたいと思います。

年度が変わりまして、この4月になりますと、たしか首都圏だったと思いますけれども、幾つかの自治体では、コンビニで住基ネットを利用して、たしか住民票と印鑑登録証明を取れるというような事業がたしか展開されると認識をしてるんですけれども、今後、本市としてどのような展開をお考えであるのか、ぜひこの際、お聞きしたいと思います。

同じく概要の34ページになりますけ れども、市民サービスコーナーについて であります。ちょっとここは所管変わっ てしまうんですけれども、今年度の非常 に大きな、摂津市の行政としてのまちづ くりのテーマとして、市民の足ですよね。 今まで、例えば路線バスでありますとか、 巡回バスあるわけなんですけれども、こ ういったものをどのようにして整理をし ていくのかという大きなテーマがあると 思うんですね。それは、例えば、この市 役所についてもなかなか足を運ぶことが 難しいよと言われる方のニーズにどうこ たえていくのかということもあるんだろ うと思うんですが、そういったときに、 この市民サービスコーナーを今後どのよ うにして活用していくのかっていうこと は、非常に大きなテーマではないのかな と感じてるんですけれども、今後のあり 方ということについてのご認識をお聞か せいただきたいなと思います。

概要の40ページになります。コミュニティソーシャルワーク事業でございます。これは、確か、20年度の決算のときにお聞かせいただいて、今後の問題点でありますとか、展開についてもお聞かせいただきました。その中で、育児サークルの育成、また介護予防講座の充実と

いうことに取り組んでいきたいんだという答弁をいただいたわけなんですが、まず、この点についてお聞きしたいということと、あわせて、相談事業についても充実をしていくというような意気込みが聞かれたわけなんですけれども、この点についても、どのように取り組んでいかれるのか、お聞きをしたいなと思います。

54ページに移りまして、地域子育て 支援運営事業の中の前向き子育てプログ ラム委託料でございます。山崎委員も質 問されていたと思いますが、このプログ ラムを通じて、要はそのファシリテーター を育成していくんだというような話だっ たんですけれども、ファシリテータを 育成をしていって、本市の子育ての支援 をどのようにして充実させていこうとさ れておられるのか、その全体像がちょっ と私には見えてきませんので、この点に ついてお聞きをしたいなというふうに思 います。

それから、58ページに移りまして、 生活保護事業でございます。生活保護が 非常にふえてるということが、非常に社 会的に問題視されておりまして、本市で も、これもまた20年度の決算だったか と思いますけれども、ケースワーカい。 配置ということで、基準に満たないこれが を組まれているという状況で、 今、体制がを組まれているというまだった たんですけれども、こういう状況を受お たんですけれども、こういう状況を受され る方がふえていくかもしれないという状況の中で、どういう体制で臨まれようま しているのかということについてお聞き をしたいと思います。

それから、事業所データベース維持管理事業についてもお聞かせをいただきたいと思います。

これにつきましては、代表質問の中で

も質問させていただきました。少し詳しいお話をお聞きをしていきたいと思ってるんですけれども、今までこの事業が始まって、多くの事業所のデータを集めてきて、また外に向けて発信をしていこうとされているんですけれども、その中で、やはりより多くの情報を集めてくるとともに、新しい情報を発信をしていくということが大事なのかなと思ってるんですけれども、その点について、この22年度どのように改良されていかれようとしているのか、この点についてもお聞きをしたいと思います。

それと、こども園のことについてなんですけれども、こども園が設置をされるという方向で動いていきます。そのことについて、代表質問でもいろいろと質問されておられましたし、また、この委員会の中でもいろと質問があったと思うんですけれども、これに伴って、その体制といったものをどのようにこれよりますと、機構の再編というようなこともあるとお聞きをしておりますけれども、その点について、体制づくりということについてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、子ども手当のことについて お聞きをしたいと思います。まず、子ど も手当を受けられる方にはどのような要 件が必要であるのか。例えば、国内の居 住条件であるとか、そういうことについ て一度お聞かせいただきたいと思っておりますし、またぜひお聞きをしたいと思 うんですが、いろいろな問題点があるん だというように思うんですが、その問題 点を当局としてどのように認識をされて おられるのか、ぜひこの際、お聞きをし たいと思います。

最後に、以前、決算のときに、給食残

渣の堆肥化ということでお聞かせをいただきました。この事業、当然学校で、食育ということで取り組んでいただくわけなんですけれども、やはり環境業務課としてどのような啓発活動というか、学校に対してアプローチをしていこうということについても、非常に大事な点であろうと思っておりますので、この点もお聞きをしたいと思っております。

- ○森西正委員長 萩原参事。
- ○萩原生活環境部参事 コンビニエンス ストアでの住民票の交付等、今後の展開 についてでございますが、住民基本台帳 カードを利用して、住民票の写し、印鑑 登録証明書が東京都渋谷区、三鷹市及び 千葉県市川市のコンビニエンスストアで 取得できるようになりました。専用の通 信ネットワークを利用しておりますので、 個人情報の漏えいの心配はないと考えら れますけれども、システム構築には数千 万円の事業費が必要であると考えており ます。また、土日、夜間の交付も行いま すので、既存の住基サーバーのメンテナ ンスや、現場でのトラブルの対応など、 慎重に検討すべき課題もあり、先行実施 団体の経過を見ながら検討をしてまいり たいと考えております。

続きまして、市民サービスコーナーを 今後どのように活用していくのかについ てでございますが、現在、サービスコー ナーでは、本来業務であります住民票の 写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録 証明書、外国人登録原票記載事項証明書 を交付しておりますが、それ以外に、高 齢者のはり・きゅう・マッサージ助成証 明書、母子手帳の交付業務を行っている ところでございます。これら以外に利用 できるものといたしましては、昨年10 月に戸籍の電算化システムの整備が完了 しており、オンラインシステムの構築を 行うことにより、戸籍を交付することも 可能であると考えております。また、関 係各課との協議が必要ですけれども、所 得証明書の交付等も考えられます。現在、 第4次行財政改革実施計画の中で、市民 サービスコーナーの再構築を検討してい るところでございますが、費用対効果を 主眼に、あらゆる可能性を含めて、サー ビスコーナーのあり方について検討して まいりたいと考えております。

- ○森西正委員長 杉本次長。
- ○杉本生活環境部次長 オーストラリア バンダバーグ市とのサッカー交流事業に ついてでございます。

平成20年に本市の市長、当時の議長、 国際交流協会会長等がバンダバーグを訪問した際に、バンダバーグ市側からサッカーでの青少年の交流ができないかということに端を発しまして、本来は友好都市提携10周年記念事業としてということで思ったんですが、なかながながでましておったんですが、なかなご準備等の関係で、先方側の都合等もございまして、本年に実施をするというございました。これについては非常にいいことでございますし、青少年の交流というのは、非常に大事なことであろうということで、市としても積極的に取り組んだ経緯でございます。

実施でございますが、本年の8月の上旬を予定しております。現地ではバンダーバーグ市、その近隣市及びソロモン諸島の方からも姉妹都市の方が来られて、そういうサッカーの大会をすると。おおむね中学校2年生ぐらい、十四、五歳の方を対象ということで聞いております。

経費等につきまして、いろいろ検討いたしました。サッカーでございますので選手面で、中学生でございますし余り少ない人数もどうかということで、サッカー連盟等とも協議をいたしまして、少なく

とも選手16名、あと付き添いの監督さんであるとか、コーチであるとかも含めまして、22名程度の訪問団と考えております。

総経費でございますが、今までのバン ダバーグ市への訪問団等の経費から考え ますと、おおむね1人20万から23万 円ぐらいというふうに考えておりますが、 ただ、子どもたちはできればホームステ イでお願いしたいと考えておりますので、 もう少し経費は圧縮できると考えており ます。ただ、ユニフォームの交換である とか、記念品であるとか、移動交通費で あるとか、いろいろありますので、それ 全体を考えますと、おおむね500万円 程度は必要ではないか、500万円強に なると思います。それのおおむね2分の 1について、市の補助ということにして おります。行っていただく方の保護者等 には負担をかけることになるかと思うん ですが、全額負担ということになります と、やはり他の事業等や他の団体等のバ ランス等も考えまして、2分の1という ことで予算を計上させていただいて、実 施を考えております。

- ○森西正委員長 鈴木課長。
- ○鈴木産業振興課長 それでは、事業所 データベースの維持管理等につきまして、 どのようにされているかにつきまして、 ご答弁申し上げます。

本市では、平成15年、緊急地域雇用 創出特別基金を活用しまして、現地調査 により、市内事業所の調査をし、データ ベースを構築いたしました。そのデータ が古くならないように、年1回、データ のメンテナンスを行っております。更新 処理の内容につきましては、すべてのデー タを紙に打ち出し、事業所に郵送し、修 正箇所をファックス等で受け付けし、デー タの修正を随時行っております。修正後、 一定の段階でホームページにアップするという形にしております。

また、ホームページの掲載の勧誘を同時に行っておりまして、データの中から未掲載の事業所につきましては載させていただきたいと、こういう効能がありますよとか、無料で載せれますよという啓発をしながら、掲載アップに努めております。前回より60件増の8.6%増しの現在757件のアップとなりました。

今後も、市内零細企業の情報発信や、 販路開拓の支援といたしまして、事業者 の同意を得る中で、掲載件数の増加に努 めてまいりたいと考えております。

- ○森西正委員長 阪口参事。
- ○阪口保健福祉部参事 健康推進課に関連いたします二つのご質問に対してご答弁申し上げます。

1点目の狂犬病予防注射の取り組み、 合理的な方法というようなことでござい ますけれども、今現在、狂犬病予防注射 につきましては、残念ながら70%弱と いうことで、何とか昨年に、それまでは 春の集合注射で市内19か所に出向いて やっておりました。それを去年から1か 所増の20か所で実施をするというふう なことで広げております。

それと、過日の委員会でもご答弁させていただいたところでございますけれども、未接種者に対する接種勧奨ということに取り組みまして、今年度につきましては3ポイントほど前年に比べて増になっておるというようなことであります。

ただ、委員ご指摘のように、狂犬病というのは、罹患すれば100%死に至る、恐らく今日本で上陸してかかっても、症状の初期は風邪とよく似てるというようなことで、わからないだろうということが言われています。まさに平和ぼけなのかなとは思ってるんですけれども、そう

いった環境で、国も非常に狂犬病に関しては危機意識を持っております。私ども1年1回狂犬病の研修に出向いて、いろいろと状況をお聞きします。その中で狂犬病が発生していないのは、島国の日本、ニュージーランド、イギリス、わずかに限られた地域でしかないと。人、物が動く時代には、いつ上陸してもおかしくないという状況であります。

こんな状況もございまして、昨年、狂 犬病予防注射の集合接種箇所の拡大と接 種勧奨ということで、一応獣医師さんと 共同で取り組んだところでございます。

昨年1年間、過日の委員会でも2,2 51頭の接種者ということで、これ1月 末現在ですけれども、最新では2,25 8頭で7頭ほどふえてます。このうち、 1,522頭が春の狂犬病予防注射で接 種を済まされております。私どもといた しましては、地域に出向いて近隣でやる というのが一番のやっぱり受診勧奨につ ながるのではないかというようなことで、 獣医師のご協力をいただきながら、利便 性の高い接種方法なんかについては、今 後も検討していくということでご理解を いただけたらなと思っております。

2点目でございます。自殺対策でございます。今回、新規事業として挙げさせていただいておりますけれども、自殺というのは、委員ご指摘のように、ここまで来たなという感じなんですけれども、平成10年度以降、11年連続で3万人を超えてるというような状況で、交通事故で亡くなられる方の約6倍というようなでしてなられる方の約6倍というようなことで、非常に社会問題というふうよことで片づけられておりましたけれども、国の方で、昨年6月に自殺対策基本法が制定されました。私ども地方自治体に、自殺対策についての対策の取り組みという

のが義務化されたところでございます。

22年度におきましては、国で創設されました基金を活用して、来年度取り組みをさせていただくということで、歳入予算を計上させていただいております。

事業の中身でございますけれども、啓発パンフレットを、私ども今現在作成をしたいというふうに考えております。この啓発パンフレットなんですけれども、主に、困ったときに、どこで相談したらいいかとか、あるいはご家族の方がどこへ行けばいいかというふうなことを、まずお知らせをさせていただきたいというふうなことを考えております。

関西いのちの電話、大阪自殺防止センター、心の救急相談、そして、茨木保健所にも心の健康総合センターというような行政としての取り組みがございます。 私どもといたしましては、まず、市民の方に知っていただくというようなことが一番重要な入り口、初歩ではないかと考えて、啓発に取り組んでいきたいと考えております。

- ○森西正委員長 早川課長。
- ○早川環境業務課長 給食残渣のさらなる啓発について、ご答弁させていただきます。

決算の委員会のときに、委員のご要望もあって、給食残渣の啓発ということで、教育委員会の方には強く要望等をしてまいりました。さらなる啓発ということで、小学4年を対象にした社会見学等が4月、5月、6月ぐらいに行われます。そのときに、子ども等に給食といいますか食育の大事さを訴えて、子どもに給食残渣の実態を示しながら、さらなる啓発を進めてまいります。あわせて、教育委員会の方と連携をとってさらに啓発を進めてまいります。

○森西正委員長 東澗課長。

○東澗生活支援課長 生活保護の実施体 制についてお答えします。

生活保護のケースワーカーにつきましては、保護世帯の増加により、過去よりその都度増員してきました。しかし、現状といたしましては、急激な保護世帯の増加で、ケースワーカーの増員が追いつかず、ケースワーカー一人当たりの持ち世帯数は平均で110世帯強と、法定数の80世帯を大きく上回っています。

一昨年末の東京千代田区の派遣村以降、 生活保護は大きくクローズアップされ、 また、近年は生活保護をめぐって、貧困 ビジネス等が報道機関で頻繁に取り上げ られています。このような現在の状況は、 各ケースワーカーに精神的、肉体的に大 きな負担をかけるとともに、適正なケー スワークにも支障を来す恐れがあるもの と考えています。

先日の委員会で、小野副市長から第4次行財政改革のもと、職員660名体制を目指している中、ケースワーカーの状況についても考慮しなければならない旨の答弁がありました。現在、職員の増員につきましては、全庁的に厳しい状況にあるものと認識していますが、生活保護は生活と命を守る、必要不可欠な業務であり、適正な運営執行に支障を来さないように、新年度に向けて、ケースワーカーの増員につきまして人事課と協議を進めています。

また、現在の経済情勢は急激に好転しないものと考えられますので、被保護世帯の増加は続くものと想定されます。今後につきましても、継続的に人事配置につきましては、人事課と協議、検討してまいります。

- ○森西正委員長 登阪次長。
- ○登阪保健福祉部次長 コミュニティソー シャルワーク事業についてご答弁申し上

げます。

まず、コミュニティソーシャルワーク 事業として、強化していく事業の一つと して、育児サークルの育成ということで ございますけども、現在は地域で行って おります子育てサロンの紹介をしたり、 それから育児サークルの方から依頼があ れば、講座や支援策につきまして、市の 地区担当の保健師と協力して出向いて説 明をさせていただいたり、そういった活 動を通じまして、育成に努めております。

続きまして、介護予防の取り組みです けれども、これまでも地域で開かれてお ります各種リハサロン等に参加しまして、 その参加者を中心に、健康づくりの自主 グループ化を図ってまいりました。特に、 公民館との連携を現在は重視しておりま して、21年度につきましては自主グルー プが整備されておりませんでした味生一 津屋地域をターゲットにしまして、味生 公民館でせっつ体操三部作を作詞作曲し ていただいたリピート山中さんのコンサー トを開催、そのあと続けて介護予防教室 を開催して、自主グループを作ってまい りました。こうした取り組みをもとに、 昨年11月に、市内の23の自主グルー プが集まりまして、これは市長も、それ から副議長にも来ていただきまして、健 康づくりのグループ交流会を初めて開催 をさせていただいたところでございます。 22年度につきましても、今度は比較的 まだ自主グループの活動が弱い千里丘地 域ということで、千里丘公民館にターゲッ トを絞って、同じような取り組みを進め ていきたいというふうに考えております。

それからまた、本年度は鳥飼東公民館 と千里丘公民館で開催したんですけれど も、人生の締めくくりを考えるという講 演会、これは今、まあ、お葬式の持ち方 とか、延命治療の問題とか、そういった 難しい微妙な問題につきまして、自分の考えをノートにまとめて、それを通じて家族に自分の考えを伝えていくと、そういったエンディングノートという取り組みがございまして、そういった講演会の中で、CSWの方がそれとは別に成年後見制度について説明を行うなど、そういった取り組みを進めているところでございます。

それから、相談事業につきましては、 現在地域福祉活動拠点あいあいホール別 府、ゆうゆうホール鳥飼西、それからデ イハウス味舌の3か所及び南別府団地の 集会場で月に1回から2回、出張相談と いうことで民生委員さんと連携しながら 相談活動を進めております。

また、各地域で行われておりますリハ サロンや、それから地区の民生委員協議 会の会議等にも出席をさせていただきま して、相談業務を進めているところでご ざいます。

今後、できましたら、その出張相談の 場所をふやすとともに、電話等での訪問 調査等についても強化をしてまいりたい というふうに考えております。

- ○森西正委員長 稲村参事。
- ○稲村保健福祉部参事 こども育成課に かかわりますご質問に対してご答弁させ ていただきます。

まず、1点目、前向き子育てプログラム委託料についてでございますが、これは、今回このプログラムを実施いたしますファシリテーターを10名養成をいたしまして、現在、地域子育て支援センターの主催といたしまして、1シリーズ年間行っているプログラムを各中学校地域で行えるように5シリーズに拡大をしていきたいというふうに考えております。

このプログラムは、個々の親御さんが ご自分のお子さんについて、こういう点 に困っている、こういう行動に困っている、そういうようなことを出し合いながら、その行動を変えていくのにはどういうふうな接し方をしていったらいいのかっていうのを具体的に学び合っていくというようなプログラムでございますので、いろいろな方に小さいうちから知っていただいて、子育てに活用していただくということが大事かなっていうふうに考えております。

2点目に、こども園設置に向けての体制の構築というご質問でございますが、まず、1つは、こども園の開設に向けて、準備委員会などで、現場の保育所、幼稚園の職員も含めて、さまざまな具体的な問題点について検討を重ねていくということです。

それから、摂津市全体の就学前教育、 保育の充実に向けてというところで、ま た今後指針のようなものも必要になって こようかと思いますのでそういう取り組 みを教育委員会とともに行っていくとい う方向で考えております。

さらに、機構の再編についてでございますが、保育所、幼稚園、こども園、どこに入られるお子さんについても、窓口を一本化していくということ、また、その窓口にかかわりますさまざまな事務執行等につきまして、一つの部門で行っていけるようなやり方というのを検討していくというような方向で検討を重ねているというところでございます。

3番目に、子ども手当の問題でございますが、この受給者の要件については、まず、中学生までのお子さんを持たれている方ということです。それから、本市に住民登録を保護者の方がされているということが要件となっております。

監護実態があればお子さんが別居をされている場合でも、児童手当が支給され

ておりますので、それは引き続き、子ど も手当についても支給されるということ になっております。

問題点についてでございますが、平成 22年度の子ども手当の支給につきまし ては、児童手当の制度と2段階といいま すか、二重になっている点、そこが一番 大きな問題点というふうに考えておりま す。現在の児童手当の制度をそのままに 置いておいて、プラスのところを子ども 手当で賄うという、そういう制度になっ ております。例えば、3歳未満児ですと、 毎月1万円支給が児童手当でされてるわ けなんですけれども、その1万円分は児 童手当として、そして3,000円分は 子ども手当として支給される、もちろん、 市の方からその方に支給するときには1 万3,000円、子ども手当として支給 するわけなんですけれども、そういう児 童手当と子ども手当とで金額が分かれて いるという状況にあります。

さらにそのなぜ分かれてるかと言いますと、国からの補助、また企業の支出金、そして、府と市の支出金が違っているというところから、そういうふうになっております。

窓口での受け付けにおきましても、子ども手当でしたら、一切所得制限もございませんし、中学生までのお子さんがおられるということだけの確認でいいわけなんですけれども、この児童手当の制度を使うために、その方が非被用者か、もなっために、そうが非ながありますので、年金の確認ですとか、保険要にもなってくるということになっておりいうでも、市の担当というましては、お一人お一人がどういう条件におられるのかということを確認して、国の補助、府の補助を求めていくという

ことになりますので、そういう意味での 事務の煩雑さがあるということがござい ます。

また、そのほか、特例交付金の方で賄われるということにはなっておりますけれども、子ども手当の所得制限外の方の分についても、市で出した上で、後に国から交付金として賄われるというような形にもなっております。

担当といたしましては、そういう辺り が子ども手当の問題点かなというふうに 考えております。

- ○森西正委員長 嶋野委員。
- ○嶋野浩一朗委員 それでは、2回目ですね、質問、要望をさせていただきたいと思います。

まず、狂犬病の予防接種のことについ てなんですけども、今、参事がおっしゃ られたことがすべてでありまして、罹患 すれば100%助からないんだというそ の危機感は非常に私もあるわけなんです ね。その危機感を持っていただいて、担 当課としても受診勧奨なんかを行ってい ただいてるということについては非常に 感謝するものなんですけれども、やはり そのことをもっともっと多くの方に知っ ていただきたいなという思いがあるんで すね。こういう現状なんですよと。10 0%になってないんですよと。恐らく、 100%予防接種を受けてると思い込ん でる人、結構おると思うんですよ。私も そうやったんですけれど。そういうこと もしっかりと訴えていきながら業務に当 たっていただきたいなということも思い ますし、また、これ、罰則規定はあるん ですけれども、なかなかそれも適用でき ないというような現状があって、担当課 として何ができるのかなということも、 恐らくもどかしい思いでおられるんだろ うなと思うんですけれども。副市長、こ

れ例えば、もっと広域的にこういう現状をしっかりと共有していきながら、例えば公費負担っていうことになってきたっていくとなっていると思うんですよね。例えば、市場池公園に行ったときに、そこには、吹田の方とも著いることがあるわけで、ですりたもも接触することがあるわけで、ですりたもも接触するとがあるわけで、ですられるかに行く域的に取りたいかなあかんと思うんですらり、淀川河川敷なんかに行く域的に取り広域的に取りたいと思うんでいたともっともの関に入れていただき望いて、もっともっと思います。

それと、自殺対策のことについてであ りまして、今年度は、啓発のパンフレッ トなんかをつくっていきながら努めてい こうということなんですけれども、1回 目で触れさせていただいたんですけれど も、今現にいろんなボランティアの活動 ということで、グループでありますとか、 あるいは個人の方がいろいろと相談とい うことについて、いろんなことをされて おられるわけですね。ぜひそういう方と 連携をしていただいて、行政としては何 ができるのかということについても考え ていただきたいと思います。やはりこう いう事業を進めていこうとなってきたと きの前提というものは、行政が本当に温 かいかどうかということにかかってると 思うんですよ。ああ、あっこの市役所に 何か相談すれば何か温かい対応が返って くるんやっていうような、そういう共通 認識が出てくると全然違うと思うんで、 やはりこれは担当課だけの話じゃないと 思いますけれども、そういう意識を持っ て取り組んでいただきたいなということ についても要望で申し上げたいと思いま す。

それから、バンダーバーグ市とのサッ カーによる交流事業で、次長からいろい ろとその経緯についてご説明をいただき ました。2分の1の補助だよと。それは、 例えば他の団体との関係もあるんだとい うお話であったんですけれども、私はそ の細かい話をさせていただくと、この事 業については、もともとのスタート地点 が違うと思ってるんですよ。例えば連盟 から何か要望が上がってきて、こういう 事業やってくださいというのじゃなくて、 市長が平成20年にバンダーバーグ市に 行かれて、そこで向こうの方とお話をし たときに、青少年交流事業をやっていき ましょうと。そしたらサッカーどうです かっていう話になっていったと思うんで すよ。例えば500万円かかって、一人 でも大体20万円から23万円かかると いうことになっていくと、なかなかこれ、 そこまでのお金、出せませんわっていう ケースが出てくると思うんですよ。そう なってきて、この事業がなくなってきた らどうなりますかと。これは摂津市とバ ンダーバーグとの関係ということについ て、非常に大きなひびが入りませんかと、 そういうことでしょう。となっていくと、 私は当然、事業の成り行きを考えていく と、全額補助やろうなと思うんです。

いったいどういった基準で、この補助といったものがなされていくのかっていうのが、余りにも基準がなさ過ぎると思うんですけれども、これ、副市長がおられるんでぜひお聞きしたいと思うんですがそこら辺のことについて、これ、やはり担当課として迷うと思うんですよ。しっかりとしたその基準がなければ。そこら辺のことについて、ぜひお聞かせいただきたいなと思います。この点については、副市長からお願いしたいと思います。

それから、住基の事務事業について、

現に始まっておりませんし、この4月から始まっていくということで。しかし、 渋谷区や三鷹市や市川市で始まっている わけですよね。そういう先進事例があると、やはり便利やなと思うんである。 てくると、いろいろな問題点、例えばシステムなり 類にも数千万かかるとかいうようなひ、 があるわけなんですけれども、ぜひがらの問題点をまず出していただきなの方のということにういるといっていずったら実際に市民の方というで、 便性が上がっていただきたいなというなというに思います。 きたいと思います。

また、市民サービスコーナーについても、いろいろと取り扱いができる業務もふえてきているということなんですけれども、例えば、本来であれば本庁に赴いて相談せないかんことであっても、そこまで行けないから、市民サービスコーとではいから、市民サービスコーとではかできるようだっていうことが、私はできるんじゃないかなと。特に関すませんので、そういうきめの細かいとこ、機動力を発揮をして、行政の体制といっておりますので、ぜひこの点もお願いしたいなというふうに思います。

コミュニティソーシャルワーク事業でありますけれども、次長からいろいろとご答弁をいただきました。よくわかりました。また、育児サークルのことでありますとか、あるいは介護予防講座のことについても、着々と充実に向けて進んでおられるんだなという点についてもよく理解できましたし、今年度は特に千里丘の地域でそういったことに取り組んでいくということがありましたので、ぜひ地

域の実情といったものをしっかりと把握 をしていただきながら進めていただきた いなというふうに思っております。

これと関連をしてなんですけれども、 その次の項目として質問させていただい た前向き子育てプログラム委託料のこと でいわゆるファシリテーターの養成とい うことなんですけれども、私がお聞きし たかったのは、要はこのファシリテーター の方10名を今回養成をされて、そういっ た方が地域に出ていって、どのように活 動をされるのかと。今、子育てに関して いろいろな悩みを持っておられる、そう いった方にどのような感じでアプローチ をしていって、これから摂津市全体をど うまとめ上げていくのかと。子育て支援、 あるいは子育てに関するいろいろな悩み について、どのようにして向き合ってい くのかという全体像をお聞きしたかった わけなんですね。

そうなっていくと、例えば、その前の コミュニティソーシャルワーク事業の中 で、育児サークルの育成ということにつ いても、大きな課題やとおっしゃってる わけですやんか。しっかりとそこら辺の ことも勉強していきながら、このファシ リテーターの方が例えばこの育児サーク ルの方に、その中でまた、そのノウハウ をまた伝受していって、そこで広がって いくというようなことがあると、何か全 体的に見えてくるんですね。どうも答弁 を聞いているだけでは、この事業ばらば らのように感じるんです。ぜひ、そこら 辺のことも一度整理をしていただいて、 本当に摂津市の子育てでありますとか、 福祉全体について、何を活用してどう行 くんだっていうことを、もっと全体像を お示しいただきたいなというふうに思っ ておりますので、これも要望でお願いし たいと思います。

それと、生活保護のことなんでけれど も、一人のケースワーカーで、本来であ れば80世帯ぐらいをカバーできればい いんだけど、現状としては110世帯ほ どをカバーしてますよと。しかも、今の 社会情勢を考えていくと、まだまだふえ ていく可能性があるんだっていうことに なっていくと、やはり増員っていうこと については、人事課と協議されておられ るという話でありましたけれども、これ は増員せざるを得ないと思うんですよ。 660名体制になっていくとはいえ、や はりケースワーカーの増員っていうこと になっていくと思うんですがこの点につ いても副市長にぜひお聞かせいただきた いなと。本会議でおっしゃっておられま したけれども、この委員会の中でもお聞 きをしたいと思います。

それから、事業所データベースのことについても、年1回の更新をされておられるということで、しかも、その掲載の企業が相当ふえてるんだろうなと思うんですが、やはり多くのデータがここに見にこれです。という方がふえてくるんだろうと思うんです。要は、利用される方が利用したとなっていくことなのかなと思うんですけれども、ぜひそこら辺のことについて、さらなる工夫ができないものなのか、ぜひお聞きをしたいなというふうに思います。

それから、こども園のことについてなんですけれども、まあ、私の印象を申し上げますと、今の行政っていうのは、機能別に分かれてるんじゃないかなと。要は教育であるから教育委員会、福祉であるからやっぱりここだというような感じで分かれてるんですけれども、この切り口を変えていくっていうことなんじゃな

いかなと思ってるんです。

例えば子どもを対象とか、あるいはご 高齢の方対象ということで、要は子ども のことについて、何か役所に行かな育委 のことについては、例えば教育委員 会に行ったり、福祉に行ったりという方については、のことで来る とじゃなくて、子どものことで来るということで、私はずべ口を変えていうことで、私はぜひ機構改ということで、私はでおりまた、これはこめ に思っておりますし、また、これはこめ に思かできるということで、就学前の能ということに対して求められる機能と いうと思ってるんです。

そうなってくると、例えば教育委員会と今の福祉部門との連携も出てくるわけですよね。そしたら、どういう問題点があって、どういうところは前進できるのかっていうことについてもしっかりと整理をしていただきながら、今後の体制のあり方ということについてもぜひ前向きに考えていただきたいなと思っております。この点についても、強く要望させていただきたいと思います。

それから、子ども手当のことについてなんですけれども、いろいろと問題点、お聞かせをいただきました。これから、4月、5月の分が6月に初めて支給されると思うんですけれども、それまでの間にはいろいろと国なり府から通達というかいろな指示が出てこようと思うんです。ぜひ、そういったことについて、細かい点であっても、当委員会にご報告をいただきたいなということで委員長の方で、ぜひご要請いただきたいと思います

それから、どのような要件が要るのか ということで、住民登録が要るんだよと いう話だったんですけれども、細かい話をさせていただくと、中学生も支給されるんですかね。中学校の子どもがおって、親は摂津に住んでますけれど、例えば中学校で私立に行ってて、寮に入ってよすよというようなときにどうなるのかとか、海外から日本に働きに来られていて、住民票はあると。でも、子どもが海外におるというときにどうなるのかなど、いると思うんです。ぜひ、そういった点についてもちょっと細かいたたりますけれども、1回整理していただけれども、1回整理していただけれども、1回整理していただけれども、1回整理していただけれども、1回整理していただけれども、1回整理していただけれども、1回整理していただけれども、1回整理していただけれども、1回整理していただけれども、1回整理していただけれども、1回整理していただけれどもになります。

それから、給食残渣の堆肥化ということで、社会見学が4月から6月に行われるんで、そのときに食育の重要性というられます。本当にこの点については、子さらは非常に危機感を持ってるんです。子さらはもがいるとも簡単になると、本当に私自身でいるとももしっかり取り組んでいただら、そことも意見交換していただいて、ぜいなと思っておりますので、ぜいならなられたと思っておりますので、がような日が一日でも早く来るように強くお願いしたいと思っております。

- ○森西正委員長 鈴木課長。
- ○鈴木産業振興課長 それでは事業所ネットの今後ということで、ご答弁申し上げます。

平成22年1月にホームページの事業 所ネットをリニューアルいたしました。 親しみの持てる明るい画面調としまして、 検索機能も業種からと事業所名からだけ ではなく、住所ごとに並べ換えができ、 検索できるように工夫をしました。事業 所の情報収集がスムーズに行えるよう、 簡易な検索に努め、今回改修いたしております。また、事業所の情報発信ができるコメント欄を追加するということで、文字数は100文字程度ですけども、事業所のお好きなメッセージをご登録いただいたら、それをホームページ上に載せるという形で工夫をしております。

また、今後につきましても、データベースの構築につきましては、継続しながら事業者間の情報交換の場となりますよう、掲載件数の確保には努めてまいりたいと思ってます。

具体的には、目標としまして、現在757件となっておりますので、1,000件を目指して鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

- ○森西正委員長 国際交流協会の件と、 生活保護のケースワーカーの件について。 小野副市長。
- ○小野副市長 バンダーバーグとの交流 の件でございますけども、今、嶋野委員 が言われたように、10周年で市長と当 時の議長が行かれたときに、当該のとこ ろからマスコミなんかも相当注目された と聞いてますけども、熱き思いでサッカー 交流をぜひともということの提案を受け て帰ってきたということは事実でござい ます。ですから、市の体育協会とかそう いうとこから持っていくんじゃなくて、 向こうの方から提案があってですね、そ れで市としては10周年で記念でやろう と。嶋野委員が言われましたように。あ のときちょうどインフルエンザがすごい 状況でしたので、そのこともあって、直 ちに送れなかったということで若干延び ておりました。

それで、このときに議論をした中身を 若干申し上げますと、当然摂津市として 10周年記念事業としてサッカー交流を 行うということでそれは市を代表して行っ てもらうということなんですが、当時内 部でも議論しておったのは、例えばあの 地域は硬式野球でもWBCにでた地域で もありますし、もうラグビーに至っては オーストラリアとかニュージーランドは 世界最強チームと。そういった中でサッ カー交流で行くときに、その負担として、 今、嶋野委員が言われたように100% 負担、しかも小中学生とか子どもですか ら、保護者の負担が相当あるということ で、50ないしゼロ負担とか、いろんな 議論をいたしました。しかし、申し上げ たように、まずその野球とかラグビーと か集団競技はほかにもあると。体協から みても、こちらをお願いするときに、な ぜこれだけが市が負担する、税で賄うわ けですから。そういったことについても なかなかそう簡単には了解が得られない だろうということで、基準があるような ないようなとこがありますけども、担当 としては、個人負担をあと体協とかに若 干の補助をお願いするなりして、10万 円以下に抑えたいという意向を持ってお るように思います。

それで、全部で16名プラス監督、コーチ等で20名強ですけども、今現在、サッカーのこういう熱がありますので、心配しておりましたように応募が余りにも多過ぎて、行ってもらう方のセレクションを今行っておる段階ということを聞いております。

そのことを考えてまいりますと、市の 負担で全部ということになりますと、な かなかやはりまた違う議論が出てくると。 かと言って100%負担にもならない。 市の10周年記念事業ということであり ますから、そういったことで今回、いわ ゆる半額分については市の負担とさせて もらうということで提案してきたという のがこれが事実でございます。 それで10周年記念事業でございますので、次あるのは提案がございましても、私は、まあ市長もそういうふうに考えておりますが、20周年、30周年という記念事業にこういうことを行わせていただくということであります。

もう一つ具体的な議論の中であったの は、蚌埠市との関係ですね。これも記念 のときには市民訪問団の負担を若干市が していってきた経過があると。今回は子 どもをお願いしたことになりますから、 保護者負担が出てくるということで半額 負担ということでこの機会にお願いした というのが内容でございます。これ、基 準があるのかと言えば、100%という ことでありがたいご指摘いただいておる んですけど、なかなか体協の中にもいろ んな団体がございますし、なぜサッカー だけがという声もあり、我々の内部で議 論いたしました。向こうの提案がサッカー というような、全世界的な競技であるサッ カーでございますので、そういうことの 中で10周年ということで、市としても 応じていこうと。ただし、これは周年事 業として、次は20年、30年というこ とでお願いをしていくということで一定 の結論を見ておるということでございま

それから、生活保護の問題でありますけども、この前も言いましたように、1人のケースワーカーで80ケースが基準ということを聞いております。このごろ、テレビを見てましても、どこそこの市町村は、大阪市行ったら働き口もあるし、大阪市へ行きなさいといったことで、大阪市の方が国に対して、これ国庫の方で見てくれと、すごく大阪府がふえてるというようなことをテレビで放送いたしておりました。

それで、これの問題について、以前か

らも議論があったのが、例の不正受給の 問題があります。それで、これはもう切っ ても切れない問題がここに内在をしりり るということで、、きちっと処理をして多。 くんですけども、余りにもケースがあいる 年、女性のケースワーカーを入れてありなかそう簡単にはいかなかるがあれましたけれども、なから聞い なかなから、入れましたけれども、なから聞いております。ケースは100件を超えいります。かということは彼女から聞いております。ケースは100件を超えております。かというふうに思っては理解してるということでございます。

それで、もう一つ、行革で考えなきゃ ならない点があると思います。これは、 安定的な生活保護受給といいますいか、 もう生活保護でしかないと、どの方法を とっても。これは以前に銀行振り込みで 措置いたしました。それで、この辺を第 4次行革で一遍聞いてみなきゃならない なと、その辺のところは担当はどう見て るのか。それが非常に生活保護で、しか も、いわゆる不正受給とか働かないでい いとかいうことではなくて、だれが見て もそうじゃなくて、そのケースは銀行振 り込みにしたんだけど、これも本会議で 出ました。私も聞いておりました。この 点をもう一度議論をして、そういうこと が不正受給にならないというケースがあ るとするなら、これはこれで銀行振り込 みの拡大ということも、ケースによって きちっと対応していく部分と、そうでな い部分はもう少し、以前やりましたけど、 もう一度このことの議論を、第4行革の 中でもしたいなというふうには考えてお ります。この問題については、人事当局 ともちゃんと話しておりますので、4月 にはご指摘のことの懸念がないような一 定の体制にできるよう、努めていきたい なというふうに考えております。

○森西正委員長 鳴野委員。

○嶋野浩一朗委員 そしたら、事業所データベースから触れさせていただきます。 これは1,000件の掲載を目指してということで、ぜひ実現をしていただきたいなと思いますし、市長もよくあいさされるんですけれども、本市の中で言われるんですけれども、本の中小零細の事業所があるということが非常に大きな特徴なんだとおっしゃられますので、産業振興の仕事というのは、私は事業所をとにかく、駆け回ることではないのかなと思ってますし、ぜひしっかりとやりがいを持って取り組んでいただきたいなというふうに強く思います。

それから、バンダーバーグ市とのサッ カーの交流事業なんですけれども、国際 交流ということを考えていくと、やはり これは約束した以上は選手を送れません というわけにはいかんわけですよね。し かもサッカー連盟から行かせてください という話があったわけでもないというこ とを考えていくと、やはり私は100% 補助してもいいんじゃないかなと強く思 うんですね。何でサッカーやねんって言 われたら、まあ確かにそうなるんかもし れませんけれど、ただ、その話がどっか ら出てきたのかっていうのも大事だと思っ てますし、国際交流っていうものの意味 も、ぜひ私は強くお感じいただきたいな と。要はそのこの町だけで処理できる話 でないわけですから、そういうことも考 えていただきたかったなというふうに思 います。これ今から100%にせいと言っ ても多分無理だと思いますので、これは もう一度お考えいただきたいなというこ とで、とどめさせていただきたいと思い ます。

生活保護の話なんですけれども、今、 副市長からご答弁いただきまして、不正 受給の話をされました。確かにそういっ たことについてはしっかりと目を光らせ ていきながらって考えると、増員とかが 出てくるわけですよね。それと、もう一 つ、やはり本当におっしゃられたように、 働きたいんだけれども働けないという方 に対して、どう指導していくのかってい うことは非常に大きなテーマと思うんで すよ。決算のときにも言わせていただい たんですけれども、摂津市で生活保護を 受給されておられた方が、生活に困って 結局コンビニに強盗入ってしまったって いうような事件があったやないですか。 ああいう事件を考えると、本当にそこま でするまでに、ケースワーカーの方がど れだけ訪問されて、どれだけ相談に応じ られたのかっていうことをやはり考えて いかなあかんと思うんですよ。

こうなっていくと、やはりそういう点からしても、増員っていうことにならざるを得ないと思ってます。今、副市長も不正受給っていうことについて、そういう懸念を持たれないように、この4月以降の体制を組んでいきますというお話をいただけましたので、ぜひこの点については、今後の推移も見ていただきながら、何名増員できるんだということとか、具体的な点についてもぜひ取り組んでいただきたいなというふうに強く思っております。

○森西正委員長 子ども手当については、 また運営した中でご報告いただきたいと いうことでお願いいたします。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり) エチョラ N.L. 一覧はよか

○森西正委員長 以上で質疑を終わりま す。

暫時休憩します。

(午前11時22分 休憩) (午前11時25分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第7号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 それでは、議案第7号に対しての質問です。先ほどの議論の中でも、 摂津市の中では大変産業を大切にしていきますというようなことで、なかでも中小企業の多いまちという中で、このパートタイマー等退職金共済、中小の事業所で働く人を大切にするという観点からも、ほかの市にはない大変すぐれた事業ということで取り組んでこられたというふうに認識しています。

そうした中で、何度もこの委員会では 年々利用が減っている状況ついてどのよ うにとらえておられて、またどうした対 策を担当課では考えておられるのか、と いう議論もあったかと思います。

昨年の決算の委員会のときにも、私の 方で、この間取り組まれている市内事業 所実態調査、その中身のまとめが大体年 度末ぐらいに出てくるのかなというふう なことで答弁いただいてたというふうに 思います。3月末までもうちょっとあり ますけれども、今の時点で中小また市内 事業所の中で働くパートタイムの方、そ ういうところの実態についてつかんでい る中身があれば、お聞きしたいというふ うに思います。

それから、予算書の12ページになりますが、歳出で、共済総務管理費のパートタイマー等退職金共済運営委員会委員報酬ですが、前年度と比較しましたら、減額になってます。この間のいろいろ流れ見てましたら、大体年間5回ぐらいの開催費用を予算として組んでるというよ

うなわけなんですけれども、この金額で 見ましたら、およそ3回分ぐらいになる んでしょうか。実際にこの間開かれてる 会議の回数の状況を見たら、実態に合わ せてというようなことになるんだと思う んですけれども、この運営委員会で話さ れるようなことの中身などが、もしここ でご紹介していただけるものがあれば、 お聞きしたいというふうに思います。

- ○森西正委員長 鈴木課長。
- ○鈴木産業振興課長 それではパートタ イマー等退職金共済のご答弁をさせてい ただきます。

まず、パートタイマー等退職金共済に つきましては、一定、加入者が当時に比 べますと低下傾向がありました。去年と 言いましょうか、今年度の当初には、4 月1日の時点で219名の在籍となりま した。

産業振興課としましては、このパートタイマー等退職金共済は、この不景気の中セーフティネットの位置づけとしまして、積極的に取り組みをしました。その結果としまして、42業種で加入者数は242名ございます。10.5%増になっておりますが、3月末日現在で、一応退職される方という形で情報を得ておりますので、多い目に少し差し引き10名の減としまして、約6%ぐらいの実質増を確保したという状況です。

今後につきましても、先ほど、事業所 ネットのご答弁申し上げさせていただい ている中で、事業所への周知とともに、 この制度の理解をしていただいて、さら なる加入促進を図っていく形で考えてお ります。

先般、この平成21年度事業としまして実施しました事業所の調査の中におきまして、一定、粗い数字でありますけれども、パートタイマー共済のアンケート

部分も盛り込んでおり、現在把握してる 状況では、パートタイマー共済をご存じ の方が105件、割合にしますと20. 7%の方が制度を知ってると、また、知 らないという方が54.5%、事業所へ 経営者におられました。また、事業所へ のパートタイマー共済の内容につい内容 を知りたいという事業者の方が19名、 3.7%、パートや従業員の福利厚生と して、一定、関心があるというご回答を いただいたところが11件の2.2%、 関心がない、これが18.9%となって おります。

今後につきましては、これらの事業所につきましても、一定、データを整理した時点で、パートタイマー共済の利点等をご説明させていただいて、この制度は摂津市が昭和60年から取り組んでる、元本割れもない、非常にすぐれた制度だと、私ども理解しておりますので、その部分につきまして周知の上、さらなる加入が1社でもふえていただけるように、努力していきたいと考えております。

それと、予算の共済一般管理費のうち、 パートタイマー等退職金共済運営委員会 の委員報酬のところの部分が減額されて いるところにつきましては、このパート タイマー共済につきまして、例えば、今 1%の運用利息をつけまして退職者に給 付してるわけですけども、その大きな制 度の根幹をさわる場合、例えば、世の中 の市中金利が大幅に変わって、1%運用 が適正かどうかという判断をするときに 当たりまして、委員会を設けまして、ご 審議をいただくという形で複数回設けて おりますけれども、今のところ、景気も 厳しい状況ですけれども、1%運用益等 で安定してる状況ですので、その審査回 数を1回減にして予算組みをさせていた

だいております。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 今お答えいただいた中で、 今年度に関しては若干この利用が増の見 込みというようなことで、担当の方でも そのように努力しているというふうな話 をお聞きしました。

また、事業所の実態調査のアンケートの中身を聞いていますと、知らないとお答えの事業所、会社が半分以上というようなことなのは、やっぱり残念だなというふうに率直に感じます。また、関心があると、よく知りたいというようなお答えが若干でもあるというふうなことですから、ここについては、鋭意また働きかけ、アプローチ等をとっていただきたいなというふうに思います。

それで、知らない、また関心がないと いうふうな事業所が多い点ですけれども、 その点やっぱり中小零細の事業所の中で、 日々切り回していくのがやっとというふ うなところも多くあるのかなというふう なことも感じたりしますし、また、なか なかそこで働く従業員の福利厚生という ようなとこをもっと大事にしていく、そ ういうところに及んでいないというよう なことについては、また違った点からも、 行政として何らかのアプローチがいるの かなというふうなことを感じました。ま た、担当課におかれましては、いろいろ と大変かと思いますけれども、その辺に 対する働きかけについて、今後ぜひとも 検討をしていただきますようにお願いし たいというふうに思います。

それから、もう1点の、運営委員会の 開催についてですけれども、やはり制度 の中身そのものについての検討を加える ときには回数も多く持たないといけない、 それはこの間の経過を見てても、理解し ているところです。それで、ただこの間 の開催については、経過の報告や、またその状況を知っていただくというところにとどまっているのかなというふうに思いますが、その中で、大きく見たときには、この共済の利用というか、共済に入といる。加入の状況が減っていることを感じておられるのかなどうなったもので、なうなことを感じておられるので、質問はこでお答えできる部分があればで結構ですけれども、もしなければ、引き続き、適正な形で運営していただければというふうに思います。

○森西正委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 それでは、パートタイマー等退職金共済運営委員会の内容につきまして、簡単にご説明させていただきます。

運営委員会におきましては、このパートタイマーの退職金の共済の決算ということもありまして、年度当初の5月から6月にかけて、実施の方向で準備を進めて、今のところ年1回、6月に開催させていただいております。内容につきましては、もちろん会計上のご説明と実際の受給者の支払いの内容、額を説明してご承認をいただいている状況です。

最後に、加入者数の増加につきまして も、何とかもう少しふやしていけないか という形で、ご意見も賜っております。 事業者用の実態調査におきましても、5 0%を超える、制度を知らないという経 営者もおられます。今後、特に事業所の 雇用におきまして正職が少ない中、パートさんの比率が現実として多い以上、2 2年度、事業所データベースのケースアップを含めて、セーフティネットにかかわる制度ですので、できるだけ機会を通じて、チラシの同封とかを活用しまして、 周知を図っていきたいという形で委員会 等に報告をさせていただいております。

○森西正委員長 ほかにございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 以上で、質疑を終わり ます。

次に、議案第23号の審査を行います。 補足説明を求めます。

水田生活環境部長。

○水田生活環境部長 それでは、議案第23号 摂津市商業の活性化に関する条例制定の件について、補足説明を申し上げます。

本条例は、摂津市商業の活性化に関する基本となる事項を定めることにより、 商業者などが基本的な理念を共有し、行動することにより、市内商業の活性化を 促し、地域社会の持続的な発展及び市民 生活の向上に寄与することを目的とする ものであります。

近年では、車社会の発展や大型店舗の 出店による購買行動の変化、小規模商業 者の後継者問題などにより、街の中心的 商業施設として活気のあった商店街が空 洞化し、地域商業の衰退が危惧されてい ます。

このことから、本条例を制定することにより、商店会への加入促進と地域活動の積極的参加など、商業者の役割を明確にすることにより、一丸となった取り組みが図りやすくなり、その活動の積み重ねが商業の活性化につながるものを考えております。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条は、高齢化社会がますます進展 していく中で、商店街は徒歩圏内で買い 物ができる日常生活に必要不可欠な存在 として、販売活動にとどまらず、地域の にぎわいや交流の中心となる重要な位置 づけであると考え、ここでは本条例の目 的について記載しております。

第2条は、商業者、商店会、商工会の 用語の説明をいたしております。

第3条は、近くで買い物ができる暮らしやすい街を呼び戻す機運は、行政主導ではなく、地域商業者みずからが主体性を持ち、商店街は地域の核であるとの認識を高めていく必要があることから、商業の活性化についての基本理念を記載し、商業者の自助努力の下、関係機関と協働し推進していくことを目指しております。

第4条は、商業者の役割として、商店 会への加入や商店街の活性化に寄与する 事業への協力、地域間を超えて影響を与 える大型店の対象基準や努めなどを記載 しております。

第5条は、商店街の役割として、商店街の環境の改善と商業の活性化に寄与する事業、商店会の組織基盤の強化、商店会相互間の連携などへの努めを記載しております。

第6条は、商工会の役割として、商業者、商店会に対する支援、地域経済の健全な発展の寄与に努めるなどを記載しております。

第7条は、市は支援対策の実施機関となることから、役割からより明確な施策として記載しております。商業者などが地域活性につながる取り組みを進めていくための支援としては、情報提供、事業資金融資、経営改善への支援、同4号の市長が必要と認めるものとして、イベント・事業に対する助成などとなっております。

第8条は、この条例の施行に関し、必要な事項を委任により市長が定めること としております。

また、条例改正などは議会に上程し、 ご審議をいただき制定することとなりま す。

附則といたしましては、本条例の施行期日を平成22年4月1日と定めております。

以上、補足説明とさせていただきます。 〇森西正委員長 説明が終わり、質疑に 入ります。

本保委員。

○本保加津枝委員 それでは、質問させていただきます。

今、この商業の活性化に関する条例制 定の件で補足説明をいただきましたけれ ども、この条例の策定から制定に至るま での経緯について、なぜこのような中身 になったのかについて、お聞かせをいた だきたいと思います。

さらに、条例の中身について、今後の 方向性ですね、計画を具体的にお聞かせ をいただきたいと思います。

とりわけ、この条例の第7条の1号から4号ですね。今ひとつはイベント事業の助成等のお話がありましたけれども、具体的にこの情報の収集及び提供に関すること、第2点目の融資のあっせんに関すること、3点目の経営革新の支援に関すること、4点目の市長が必要と認めること、4点目の市長が必要と認めること、第4条第3項に掲げる、いわゆる500平米以上の店舗の配慮といわゆる500平米以上の店舗の配慮ということについて、どのように考えていて、どのように考えていて、どのように考えていたがありとした中身を詳しくお聞かせをいたがきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○森西正委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 この条例を制定させていただくに当たりまして、その経過も含めてご説明させていただきます。

本市では、国がまちづくりの法整備を 進めまして、中心市街地活性化法を基本 にまちづくり3法、都市計画法、大規模 小売店舗立地法、中心市街地活性化法と 改正されまして、整備されました。大阪 府内で、高槻市が平成18年12月に活 性化の条例を制定されました。また、2 1年4月に、吹田市が制定されました。 同5月に大阪府が活性化の条例を定めて おられます。

本市におきましては、順番としますと 3番目になります。まずこの条例を策定 することになりました考え方としまして は、摂津市では市の玄関口と言いましょ うか、市の顔になります駅前等の地域の シャッターが降りてると、市の窓口、市 の表玄関として非常に寂しくなってきて ると、この点につきましては、昔は人口 がたくさんおられたときに、自然集積の 中でその地域に商業者が集まり、商店街 となったという経過がありました。今現 在、そういう商店街が非常に弱体化し、 閉店されてるお店が多くなってきている という状況を考えまして、市として何か 手だてはないのかという状況の中で、近 隣で条例を制定されてるという状況があ りました。ただ、摂津市も条例を制定し たら商店街の活性化が解決するのかとい う問題につきましては、私どもとしては そういう安易な形では考えておりません。 今回の条例制定におきまして、先進都市 と言いましょうか、高槻市、吹田市に訪 問し、情報収集をさせていただきました。 最近制定された吹田市におきましては、 条例制定したけれども、結果としてどう なったかと言いますと、特に会員数もふ えてない。その後、何かイベントをされ ましたかという、こちらからの問い合わ せをさせていただきましても、特に何も していないというご返事をいただきまし て、本市としましては、条例制定だけで なく、制定する以上は何らかのイベント ということで、まずは商業者の協力をい

ただくということで、「こども110番」を、これにつきましては経費云々じゃなくて、商店街がやっぱり社会的な貢献という考え方で、まず一致団結してもらうという形で取り入れていきたいと思っております。その次に、市長の英断された日本の第2弾を発行することに、商業者の力をお借りして、恵業者が一会の力もお借りすることで、商業者が一丸となって初めての取り組みとして、進んで行けるのではないかなという考え方で計画をしております。

次に、第7条の事業の内容ですけども、 今回第7条に規定させていただいており ます摂津市の施策というところで、各条 立てで、商業者の役割、また、商店会の 役割、商工会の役割と、役割表示をして おりますけれども、摂津市におきまして はいろんな支援をしていく実施機関とし て、施策という形で一段厳しいと言いま しょうか、きっちりした形で書かさせて いただいております。情報収集につきま しては、先般実施しました、事業所動向 調査、また22年度に実施する購買実態 調査などの情報につきましては、随時こ ちらから商店会または商工会等に情報提 供させてもらうということと、もちろん 国からの助成事業のいい話がありました ら、そういう部分も随時商店会の会長等 にお示ししていきたいということを考え ております。

事業者融資のあっせんにつきましては、 これは従前どおり中小零細の支援という 形で続けさせていただくということで考 えております。

経営革新につきましては、従前事業者を中心に支援をしてきたわけですけれども、この22年度には、商店会への年に一度の、例えば年度末の定例会とか、毎月開催されてる定例会の中に、専門家を

派遣して、動向調査や購買実態調査の情報をひざを交えて中小企業診断士等の専門家が説明をしに行くというようなことも企画しておりまして、そういう部分の支援を取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、第7条第4号に規定しております、その他と言いますか、市長が必要と認めることにつきまして、これはまず基本的に商業の活性化の補助金の執行を考えております。これは申請をいただいて決裁をとり、許可をし承認をして支出している形式上、一応この第7条の第4号に規定させていただいております。こういうような補助金の支出等を踏まえまして、支援してまいりたいと考えております。

次に、500平米のご質問につきまし て、ご答弁申し上げます。大型店舗につ きましては、今回500平米で規定をお 願いしているわけですけれども、産業振 興課では、200平米以上から1,00 0 平米未満の事業所につきましては、す でに中規模の届け出をいただく形になっ ております。ただ、大型店という認識は、 以前、大型店舗立地法にありました二種 が500平米以上という規定がございま して、この規定を活用するということと、 200平米以上までに下げますと、コン ビニエンスストアの面積が大体200平 米前後の店舗面積になっております。コ ンビニエンスストアの1店舗がその周辺 地域に大きな影響を与えるかとなります と、1店舗が出たからによって、その地 域の商業が成り立ちにくいという状況に はなりませんので、一定、法的に定めら れておりました、500平米という物差 しを使いまして進めていきたいと考えて おります。

○森西正委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 このまちづくりの国 の施策の法整備された後に、こういった 現状が近隣市でも進んでいたっと。しか し本市においては安易な考えで近隣市に 習ってつくったものではないというよう なご答弁をいただきました。一歩進んだ 気持ちで、この条例を制定するに至った ということは評価できるものだと思いた た、この具体的内容につきましては、現 状とさほど中身が大きく変化をしている というものではないというふうに感じた ところです。

現状は、されているその中身について、 この条例にのっけていく、あるいはこの 中身に沿った形での条例になっているの ではないかというふうに受けとめたんで す。特に第7条につきましては、2号、 3号については、しっかりと中小企業の 皆さん、また、商店主の皆さんをサポー トしていくというような形でお答えをい ただいたと思うんですけれども、専門家 を入れるにしましても、アンケートなん かの結果もこの商店会の活性化に資する ように提供していきたいというふうなお 答えもありましたけれども、やはり単年 度で制定をされたときだけというような 考え方を決して持たないでいただきたい と思います。無論そういった考えでは条 例の制定はなされるところではないとい うのは承知をしているところですけれど も、やっぱり条例の制定がされたそのと き、あるいは策定から制定に至るまでは かなり議論をされてても、制定後はなか なかその件について、深くさらに議論さ れるということが少ないのではないかな というふうに危惧をいたしますので、今 後ともこういった中身についても、こと しはこういう具体性、来年はこういう具 体性というふうに、計画性を持って取り

組んでいただきたいと思います。

500平米以上の店舗に対する配慮という、その周辺に及ぼす影響を配慮してという項目については、コンビニを例にとってご説明をいただきましたけれども、とりわけ業種の方の問題もやはりあると思いますのでね、こういった点についたさられるのかを、はどのように考えておられるのかを、はかせをいただきたいと思うんです。また、影響に配慮したのは市の方でありまして、500平米前後のそういった店舗の方に対して、こちらから何を求めていくのか、どのような配慮をお願いしていくのかについてお聞かせをいただきたいと思います。

また、あわせて商店主の皆さんへの周知ですね、この条例が制定されますと、現場で毎日毎日お忙しく経営に奔走されている皆さんにとってはですね、こういった内容の周知をどのような形でされていくのかということも、一つ大きなポイントではないかと思いますので、商店主の皆さんに、実質的にどのような形で、大体基本は広報、ホームページというふうなお答えなんですけれども、さらに何か具体的にこちらから働きかけていくというようなことがあるのであれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○森西正委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 まず、この商業の活性化条例がご承認いただけましたらという前提で、市の行政として支援していく内容が、大きく、それほど変わっていないのではないかというご質問にまずお答えさせていただきます。

この商業の活性化条例は市内商業者、 商店連合会、商工会、摂津市が協働して 支援して、実施していくという考え方に 立っておりまして、当然、内容につきま しては、従前からしてる延長線上の内容になっておりますけれども、今まではどちらかというと、行政が先に出ているというなくて、前に出ているという取り組みの傾向がありました。今後はやっぱり事業者の方がまず先頭を走っているが後押ししている姿が本来かと思います。ですからのではなくて、過去からやっていただいて、気持ちを有して、気持ちをもして、気持ちをもして、気持ちをからで、「こども100番」でまいりたいと思っています。

次に、第2段の商品券発行の周知につ きましては、この条例ができましたら、 もちろんホームページと広報誌とか掲載 するのは基本ですけれども、今回は4月 以降に「こども100番」関係をし、さ らに予定としましては、年末には商品券 の発売という形を考えておりまして、行 事としては本当に盛りだくさんで、非常 に担当課もタイトな状況になっておりま す。今回、周知の一番大きな目玉としま しては、商品券の発売に当たりまして、 先般370件を超える事業所の登録をい ただきまして、順調に成功しました商品 券の、事業所の登録をするに当たりまし て、この条例の文章を表題の方に入れま して、趣旨内容も少し簡単に解説した部 分を入れた中で、取扱店を募集するとい うことの工夫による事業者への周知、そ れと商店会等を通じまして条例文を各会 員さんにもお配りしていただくような形 で取り組みを考えていきたいと思ってお ります。

この、商業の取り組みにつきましては、 商店街等、ご協力いただく中、500平 米以上の大型店に定めを入れております 配慮という言葉ですけれども、これを申

し上げますと、大型店は地域に、先ほど も申し上げたようにかなり影響ございま す。地域の中小零細の商売について非常 に影響を及ぼすことも鑑みまして、当然 これは商工会と連携を図りながら、当然 イベントもそうですけれども、いろんな 事業については積極的にかかわってもら うということが絶対必要かと私どもは思っ ております。当然、商工会の会員になっ ていただくとか、また常に商工会と情報 共有されながらどうしていくべきか、ま た地域が元気になったら自分らにも、5 00平米以上の大型店も相乗効果があり ます。昨今、大阪でも百貨店等が閉鎖す る中、また新たにできる若者の心をつか んだ小さなお店がその付近に、また同業 のお店ができたりとかしまして、販売の 仕方も変わってきており、その辺も踏ま え商工会等の支援をいただきながら、摂 津市としてどうあるべきかを考えていき たいと考えております。

○森西正委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 行政が先か、商工会とか商店街の皆さんのアクション、どっちが先かとか、後かとかというそういう考え取っ払っていただいて、つくった限りは結果が出るような取り組みをしっかりしていただきたいと思います。

また、どのような業種を誘致してくるのかということについても、やはり市の方はしっかりとリサーチするなりして、その業種が入ってくることをしっかり誘致をしていって、商店会が活性化していくことに資することのできるような業種を選定していくということに対してでも、しっかりと努力をしていただきたいと思います。

また、500平米の店舗に対する配慮 ということについては、やはり呼びかけ 働きかけについては、積極的にかかわる

○森西正委員長 暫時休憩します。

(午後 0 時 1 分 休憩) (午後 1 時 再開)

○森西正委員長 休憩前に引き続いて再 開します。

ほかに質問はございますか。 山崎委員。

○山崎雅数委員 先ほど、摂津市商業の 活性化に関する条例の論議の経過とか背 景をお聞かせいただきました。まちづく り3法とか、高槻、吹田、大阪での産業 振興条例だと思うんですけれども、こう いった扱いも検討にという話が出ました。 ということであれば、これは産業振興条 例に類するものであるのかなと思うんで すけれども、そうすると1999年の中 小企業基本法の改定の後、産業の振興、 とりわけ地場産業の振興が自治体の責務 ということになって、国の施策を自治体 が執行するだけでなくて、独自に振興策 を持たなくてはならなくなってきたとい う背景があると思います。それで、各地 で産業振興条例が策定されて、大阪の八 尾、東大阪、東京の町田とか、特色ある 町工場の支援とかに乗り出してるとお聞 きをしております。

今回のこの条例がこれに類するものだ ということになりますと、商品券発行の 裏づけとなる条例も必要だとは思うんで すけれども、摂津の産業の特色として、 商業を位置づけたという意味合いがある ものだと考えるんですが、こういう意味 を持たせるということは非常に大きいこ とだと思っております。アンケートとか データベースで摂津の産業全体をとらえ る中で、商業に特化した振興が必要だと いうふうに考えられたんだと思うんです けれども、ともに摂津の産業振興全体に ついても、これからさらに議論を深めて いく必要があるのではないかと思います。 それに対するお考えをお聞かせいただき たいと思います。

摂津の事業は、場所的に流通関係も多いということは言われてきております。 実態調査をどうしていかれるのかと、またこの実態調査などを、どう生かしていくのかというのをあわせてお答えいただきたいと思います。

この具体的な施策としては「こども110番」、商品券、これも非常に効果があるんでしょうけれども、近畿道など、移動しやすい土地柄ですね、建設業に従事する市民も多いというところで、代表質問でも聞きましたけれども、同じ規模の予算で住宅リフォーム助成などが可能ではないかと考えております。

また、商店街への後押しというような ことを言われましたけれども、既になか なか元気がないというところでは、直接 助成など、この条例を生かして、今後の 政策展開、さらに発展させていくという 考えがあるかどうか、そのお考えをお聞 かせいただきたいと思います。

3点目としては、この条例の条文なんですけれども、商業者と商店会と商工会

という位置づけをされてますけれども、 市内商工団体とか、これに含まれない部分がないかどうか、商店会中心に展開がされるのかなというのが、第5条第2項ですね、商店会は商業者の加入促進とかですね。こう見てると、商店会中心の施策に陥らないかというような気もしたので、この辺の整理ですね、市内商工団体とかこういったとこに網羅というような条文が必要ではないかと、商業者ということで一口にくってしまえばいけるのかどうかというのを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○森西正委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 まず、商業にかかわる活性化の条例ということでは、先ほどもお話しさせてもらいましたけれども、中小企業の中で、摂津市には表玄関になります駅前等にシャッターが閉まってる中で、本市としましては商業を第1にしまして、何とか現状維持、できれば改善を図っていきたいという形で進めております。

もちろん、委員ご指摘の事業者の中には、工務店があったりとか、いろんな事業者がありまして、当然、産業振興課としては全体的に物事を見ていくことが必要かと思いますけれども、とりたてて今、現状の表玄関が厳しい状況になりつつある中で、一定、手だてを打つ必要があるのではないかという形で、条例については取り組んでおります。

それと、具体的な施策につきましては、 今回は「こども110番」の店と、また 商品券という形にしておりますけれども、 当然この活性化の条例ができて、22年 度だけ二つイベントをすれば解決するも のではないと思っております。イベント の内容ももちろん、いかに商店会の人、 商業者、また当然、商店街にはない道路 沿いにあるお店とかも含めまして、取り 組みをいかに商業者の方が自主的にして いただけるかというところを注意しなが ら、自主的な思いで動いていただけるよ うな形で考えております。商売というの は利益追求になりますので、その辺で商 業者がある程度自立していただかないこ とには、行政が支えるというのは非常に 困難な状況で、行政の方がバックアップ していきますよ、頑張りましょうと、商 業者の方が自主的に前を向いて積極的に、 当然後継者問題とかいろいろありますけ れども、頑張っていきましょうという、 一つの、目指す方向を一にすると言いま しょうか、一緒にするという形で、今回 の条例を制定させていただいております。

それと、条例は非常に短い条文になっておりますけれども、複雑な条立てをいるいろ入れますと、やはり商店街の方にも非常に理解しにくい、わかりやすい条例の方が目指す方向がわかりやすいという思いも込めまして、そういう形でシンプルな内容にしております。

また今回、活性化の事業として商品券の発行をするわけですけれども、商品券の発行の中でも、その商品券は市内のすべての事業者が使っていただけるように、登録さえすれば、その取扱店となれますので、先般でも工務店等でもご登録いた、当然、住宅改修か、ちょっとした手直しかわかりませんけれども、ございて、当然を使われて換金ということもございたがであるように、医療も含めてどこでも見いるように、医療も含めてどこでもえるような形で、全体的な活性化を図っていきたいという形で商品券は今後も取り組んでまいりたいと考えております。

それと、商店街等への直接的な支援ということですけれども、この条例という

のは、あくまでも商店会さんが自主的に やっていこうという状況を構築しまして、 それとともに商工会、商店連合会、摂津 市ともに汗かいていこうということを考 えておりますので、一応直接的な支援じゃ なくて、いかに後方支援の中で、商業者 が前を向いて仕事をしていただけるかと いうことに徹していきたいと、現段階で は考えております。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 では、2回目の質問をさせていただきます。要望でも結構だと思うんですけれども、摂津の産業振興全体について、自治体が責任持っていかなくてはならないというところでは、特にてはならないというところでは、特に大きな意味があると思うんですけれども、あれもこれですけれども、あれもこれですけれども、あれもこれですけれども、あれらところもありますけれども、産業振興全体について支援をするという条例か何かの検討をぜひしていただきたいと思います。要望としておきます。

それと、そういった意味で、いろんな ほかの事業所などについても、支援がで きるような仕組みをつくっていただきた い。というのは、やっぱり仕事と、今、 現在で言うと商業についても、それこそ 売上というか、不況対策がやっぱり必要 なんですね。みずから広告費もかけて元 気のあるところを応援していくだけでは、 やはりもう今の状況としてはね、大変な んだと、それこそ不況対策、仕事をつくっ ていく商売をそれこそ活性化していく直 接支援というのが、今、元気のない商店 街に必要なんだと思っておりますので、 そういった方向に発展ができるような扱 いをこれから検討していただければと思っ ておりますので、要望としておきます。 ○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 そうしましたら、議案第2 3号にかかわって、先ほどから議論され てきてますけれども、私の方から1点、 この第3条の基本理念にかかわるところ で、お聞きしたいというふうに思います。

この条文の中では、市内における商業の活性は、商業者みずからの創意工夫と自助努力のもと、商業者、商店会、商工会及び市が協働して推進することを基本として行われるものとするというようなことになっております。もちろん、そのことはそのとおりだなというふうに思しているような状況を見たときに、その背景はやっぱり今の不況であったり、また人口が減少するような状況、高齢化やいろんな背景があるというふうに思います。

また、地域によっては、商店がやっていけなくなる、その背景に、そこの近くの工場であるとかがなくなる、また、そこで働いてる人の状況が以前とはさま変わりして、もうやっていけないというような状況もあるかというふうに思います。

そういう意味では、自助努力、また創 意工夫ももちろん頑張ってやっていくけ れども、自助努力だけで商売を続けられ ないというような状況があちこちで起こっ てきているんだというふうなことを実感 して、そうしたこともあって、 年の商品券の発行の事業の際にも、委員 会の中で、私の方から市内の商店をどう 市民が守っていくかのような、そういて 働きかけが市としても啓発等、努力して やっていけるのかなというふうなことを 提起させてもらった経過もあります。

この条例の中では、特にその市民活動なり、そういったところは反映していないのかなというふうに思うわけなんですけれども、その辺のところの見解をお伺

いできたらと思います。

○森西正委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 この商業にかかわ る活性化の条例におきまして、市民の活 動の規定をしておりません。なぜかと言 いますと、商業といいますのは基本的に は商売でございます。商いと言うことも できるんですけれども、これはあくまで も、市民の、購買者が欲しい物をお金を 出して買われるという形が商取引ですの で、当然お店については、スーパーでし たら値段が安くて売ってる、または商店 街でしたら、同じ値段にはできないけれ ども、対面販売で、世間話をしながら物 が買えると、昨今人々の関係が希薄とな る中、そこに値打ちがあるという形で、 商店街で買い物をされてる方もおられま すので、特に条例の文書の中で、市民の 規定を入れるのではなくて、市民の方が、 希望するところで買えると、商店街の人、 また商店の人がいろんな創意工夫しなが ら、いろいろ知恵を絞りながら、当然、 高齢化も進んでおりますので、その高齢 化の人に対して、どういう形で商取引を 工夫すれば、さらに売り上げ上がるのか とか、いろいろご自身で考えていただく 中で、それについての勉強会を開催して くれとか、人の派遣、専門家の助言だけ もらいたいとか、いろんな後方支援につ いては本市としても精いっぱいさせても らうという形で考えておりますので、条 例の中で市民の役割とか市民の協力とか いう形の言葉の部分については記載して おりません。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 商店街の問題で言いましたら、市民の皆さんも大変問題意識も持ってて、正雀にしろ、千里丘にしろ、駅前がこういう状態でいいのかなというふうな中で、総合計画をつくる中での、まち

づくり市民会議の方でも、この商店街の 活性化対策をどういうふうに、具体的に こうしたらいいというようなところまで 突っ込んで提案されてるかと言いました ら、まだそうはなってないのかなという ふうにも思うんです。、例えば、私きょ うは、このまちづくり市民会議の提言書 を見てるんですけれども、駅周辺のにぎ わいづくりという提言項目の中で、市民、 商店街、大学が一体となってまちの将来 を積極的に考えて、自分たちからできる ことを実践していこうとか、そういうこ とです。また、将来こういうふうな姿で ありたいなというふうなことで、摂津市 内で買い物する人が多くなっている。そ ういうことなども議論の中で真剣に話し 合われて、こういう形で出てきてるんだ というふうにも思っています。

また、住民と行政との協働で取り組む ことというようなことで、実現に向けた 取り組みのアイデアで出されてる中には、 商店街における飾り物を魅力的にしたり とか、街路樹の手入れをしたりとか、駅 周辺をきれいにするというような提案を、 また、ここでもまた出てるのは、市民、 大学などと行政が協力して、商店街のイ ベントを企画開催するというようなこと がふれられてます。この間も正雀のまち なんかでは、商店街とまた自治会とかと が協働してのイベントというかお祭りに かかわってもらうというようなことも生 まれてるかというふうに思いますし、ま た、産業振興課の担当の方でもいろいろ と働きかけも行っていただいて、今度、 銘木まつりなんかをやられていくという ようなことも耳にしていますけれども、 そういった形の活動、市民を巻き込んだ いろんな取り組みですね。なかなか条例 にそれを盛り込むというふうに至ってい ないのは、今、ご説明いただいたところ

なのかというふうに思いますけれども、 鋭意、工夫や努力をしてもらう中で、本 当に今の商店街、このままでいきました ら、商店街としての体をなしていかない ようなことなのかなというふうにも思い ます。だからこそ、今回のこの条例の提 案になってるというふうに思います。最 大限いろいろと力も知恵も振り絞っても らって、役割を果たしていただきたいと いうふうに要望としておきます。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 以上で、質疑を終わり ます。

暫時休憩します。

(午後1時17分 休憩) (午後1時18分 再開)

○森西正委員長 再開します。議案第28号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、議案第28号に 関して質問をいたします。

一般会計での説明でも、墓地の塀の修理など、もう言及ありまして幾らか説明いただいているんですけれども、改めて、地元、一津屋で管理ができなくなった状況などをお聞かせいただきたいと思います。

○森西正委員長 阪口参事。

○阪口保健福祉部参事 それでは、今回お願いいたしております、墓地管理基金条例でございますけれども、もともとは鳥飼中墓地と鳥飼下墓地の2か所の墓地の新設にあわせて、昭和62年3月に条例化をされたものでございます。これら2か所の墓地の管理経費の財源として、これに充てるために、この基金条例ができたということでございます。

この条例ができた当時、もう既に一津 屋西墓地、市営墓地として条例化されて おりました。この一津屋西墓地につきま して、基金の対象にならなかったのは、 当時既に地元の墓地管理委員会に委託を しておりまして、それで当時できました 基金条例から、この一津屋西墓地の管理 については除外されまして、一津屋西墓 地については委託で、そして他の2か所 については直営でということで、今日ま で至ったわけでございます。

こうした枠組みの中で、地元で管理を いたしております、この一津屋西墓地の ブロック塀の老朽化が進みまして、これ もバス停に通じる市道なんですけれども、 これに面して建っておるというふうなこ とで、かなり隣接のダイキンの塀が新設 されたこともございまして、かなり危険 な状態になってきたというようなことで、 私どもの方から、この墓地管理委員会の 方に、その当時お預けしております基金 でもって修繕をお願いできないでしょう かというようなことで申し上げました。 当時の、昭和49年にこの管理の契約を 地元と結んでおるわけですけれども、当 時結んでおったときの役員の方、1名の みが生存されまして、その方もかなりご 高齢になって、実質的にはその方が管理 運営をされておられたというようなこと で、後々この管理について責任が持てな いと、他の役員の方についても事情がよ くわからない中で、高齢化されてきてお るというような事情もございまして、市 との管理委託契約を解消したいというよ うなことで申し入れを受けまして、あわ せて修繕の必要性というようなこともご ざいましたので、私どもの方で、昭和4 9年当時の管理契約について、解消に向 けて協議をさせていただきまして、当時 お預けしております基金の元金をお返し

いただきまして、昨年の9月、これの解消に至ったということでございます。

それで、今まで委託をしておりましたので、市の直営ということになりますので、鳥飼下、鳥飼中墓地と同様に、この基金をもって、今後維持していくというようなことで、今回一部改正をお願いをいたしております。

- ○森西正委員長 山崎委員。
- ○山崎雅数委員 そういったことで伺いますと、やはり、高齢化というか、社会現象が大変な状態になってきているのかなと。自治会なんかもいろいろ高齢化が進んで、事業が大変だという話も聞きますけれども、ぜひとも公的な責任というか、これから高齢化社会を迎える中で、やはりこういった吸収せざるを得ないところを、しっかりと公的な責任を果たしていただけるように、お願いをしておきます。
- ○森西正委員長 ほかにございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○森西正委員長 以上で、質疑を終わり ます。

次に、議案第33号の審査を行います。 本件については補足説明を省略し、質 疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 質疑なしと認め、質疑 を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時23分 休憩) (午後1時25分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第31号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 この議案第31号です。 摂津市保育実施に関する条例の一部改 正ですが、この議案の説明の際に、児童 福祉法の改正に伴う、用語の改めだとい うことで、これまで保育の実施を保育所 における保育ということで、私も最初は どういうことかなというふうに思ってい たんですけれども、これ家庭的保育事業、 保育ママと区別してというようなことと お聞きましました。

これまで法律で位置づけがなかった、この家庭的保育をきちんと位置づけてやるというようなことでは、大事なことかなというふうに考えているんですけれども、この際ですので、摂津の中でこの事業にどういうふうに取り組まれてるかというふうなことがお聞きできたらというふうに思います。

- ○森西正委員長 稲村参事。
- ○稲村保健福祉部参事 家庭的保育事業 についてでございますけれども、摂津市 におきましては、この事業は実施はいた しておりません。

保育所の方で、保育を基本的に行っていくということで、考えておりますので、現在のところ、家庭的保育に取り組んで行くという方向性というのは持っていないというところでございます。

- ○森西正委員長 弘委員。
- ○弘豊委員 現在、摂津では、まだ取り 組んでいないというふうなことをお聞き しました。

この家庭的保育事業ということで、今後ニーズがあるのかなというふうには思いますけれども、今、行っている保育所での保育というのが基本にあって、行政としては、そこでの取り組みを強めていくというようなことを、厚生労働省の委員会の中でも、そういう話で進められているように、調べた中では検討されてました。

ただこの、保育ママというのが、いろ

いろ規制改革会議の中では、緩和してい くようなことの議論もやられているとか という動きもあるもんで、やっぱり心配 だなというふうなことは感じているとこ ろです。

摂津市においては、当面そうした方向ではなく、その保育に欠ける子どもたちの豊かな発達や成長や、そこのところについては、しっかりと認可の保育所なり、公立の保育所の中でやっていけるというようなことを、今お聞きしましたから、その点は引き続き頑張っていっていただきたいというようなことだけ、申し述べさせていただきます。

- ○森西正委員長 ほかにございますか。 「なし」と呼ぶ者あり)
- ○森西正委員長 以上で、質疑を終わり ます。

暫時休憩します。

(午後1時29分 休憩) (午後1時31分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第3号、議案第4号、議案第12 号及び議案第34号の審査を行います。

本件、本4件のうち、議案第4号、議 案第12号及び議案第34号については、 補足説明を省略し、議案第3号について、 補足説明を求めます。

佐藤保健福祉部長。

○佐藤保健福祉部長 それでは、議案第 3号 平成22年度摂津市国民健康保険 特別会計予算につきまして、補足説明を させていただきます。

まず、歳入でございますが、10ページ、款1、国民健康保険料、項1、国民健康保険料、項1、国民健康保険料、目1、一般被保険者国民健康保険料は、被保険者数の減などにより、前年度に比べ1.6%の減となっており、収納率は現年度分が92%、滞納繰り越し分が10%を見込んでおります。

目2、退職被保険者等国民健康保険料は、被保険者数の減により、前年度に比べ9.1%の減となっており、収納率は現年度分が97%、滞納繰り越し分が18%を見込んでおります。

款2、使用料及び手数料、項1、手数料、目1、督促手数料は、前年度と同額となっております。

12ページ、款3、国庫支出金、項1、 国庫負担金、目1、療養給付費等負担金 は、前年度に比べ3.5%の減で、療養 給付費の算定に当たって、前期高齢者交 付金を控除する仕組みとなっていること から、医療費は増加したものの、前期高 齢者交付金が、大幅に増加する見込みで あることから、減額となったものでござ います。

目2、高額医療費共同事業負担金は、 前年度に比べ6.2%の減で、高額医療 費共同事業医療費拠出金の減に伴い、そ の4分の1の法定負担分を見込んでおり ます。

目3、特定健康診査等負担金は、前年 度に比べ2.4%の増で、特定健診、特 定保健指導に係る法定負担分でございま す。

項2、国庫補助金、目1、財政調整交付金は、前年度に比べ8.4%の減となっております。

目2、介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、370万2,000円で、介護従事者の処遇改善に伴う介護報酬の増によって、介護分保険料が増加しないよう、平成21年度と平成22年度に限り交付されるものでございます。

目3、出産育児一時金補助金は、36 0万円で、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、出産育児 一時金の支給額を4万円引き上げること となり、その費用の2分の1が国庫補助 金として交付されるものでございます。

款4、療養給付費交付金、項1、療養 給付費交付金、目1、療養給付費交付金 は、前年度に比べ30.9%の減でござ います。

14ページ、款5、前期高齢者交付金、項1、前期高齢者交付金、目1、前期高齢者交付金、目1、前期高齢者交付金は、前年度に比べ44.1%と大幅に増加しております。これは、概算交付額の増加に加え、過年度精算分が加算して交付される見込みとなったことによるものでございます。

款6、府支出金、項1、府負担金、目 1、高額医療費共同事業負担金は、前年 度に比べ6.2%の減で、先ほどの国庫 負担金と同様、高額医療費共同事業医療 費拠出金の減に伴うものでございます。

目2、特定健康診査等負担金は、前年 度に比べ2.4%の増で、特定健診、特 定保健指導に係る法定負担分でございま す。

項2、府補助金、目1、事業助成補助金は、前年度に比べ11.8%の増となっております。

目2、老人医療波及分補助金は、前年度に比べ13.4%の増。

目3、障害者医療波及分補助金は、前年度に比べ15%の減となっております。

16ページ、84、財政調整交付金は、 前年度に比べ15. 80減となっております。

款7、共同事業交付金、項1、共同事業交付金、目1、高額医療費共同事業交付金は、前年度に比べ18.9%の増。

目2、保険財政共同安定化事業交付金は、前年度に比べ17.7%の増となっており、平成21年度実績を参考に見込んだものでございます。

款8、繰入金、項1、一般会計繰入金、 目1、一般会計繰入金は、前年度に比べ 8. 7%の減で、赤字解消繰入金の減によるものでございます。

目2、保険基盤安定繰入金は、前年度に比べ8.1%の増となっております。

18ページ、款9、諸収入、項1、雑入、目1、一般被保険者第三者納付金、目2、退職被保険者等第三者納付金、目3、一般被保険者返納金、目4、退職被保険者等返納金は、過去の実績を勘案し、計上させていただいております。

目5、雑入は、現金給付の指定公費6 7万2,000円を見込んでおります。

次に、歳出でございますが、20ページ、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費は、前年度に比べ1.6%の増で、これは主に被保険者証の更新年度に当たり、書留郵送料が増加したことによるものでございます。

目2、連合会負担金は、前年度に比べ 104.8%の増で、これは平成23年 度のレセプト電子化に伴う機器更新の負 担金によるもので、当該支出は全額、国 の調整交付金で措置されるものでござい ます。

目3、市町村部会負担金は、前年度に 比べ50%の減となっております。

項2、徴収費、目1、賦課徴収費は、 前年度に比べ6.7%の減でございます。

22ページ、項3、運営協議会費、目 1、運営協議会費は、前年度に比べ3% の減となっております。

款2、保険給付費、項1、療養諸費、 目1、一般被保険者療養給付費は、前年 度に比べ7.5%の増で、1人当たりの 費用額は、前期高齢者分の大幅な増加を 考慮し、若人が約18万9,800円、 前期高齢者が約52万9,900円、未 就学児が約18万5,000円を見込ん でおります。

目2、退職被保険者等療養給付費は、

前年度に比べ18.9%の減で、1人当 たりの費用額は、約40万7,900円 を見込んでおります。

目3、一般被保険者療養費は、前年度 に比べ4.5%の減でございます。

目4、退職被保険者等療養費は、前年度に比べ58.3%の減でございます。

目5、審査支払手数料は、前年度に比べ8.8%の減でございます。

24ページ、項2、高額療養費、目1、一般被保険者高額療養費は、前年度に比べ21.7%の増で、1人当たりの医療費の増加によるものでございます。

目2、退職被保険者等高額療養費は、 前年度に比べ8.8%の減となっており ます。

目3、一般被保険者高額介護合算療養費は、前年度に比べ33.3%の減となっております。

目4、退職被保険者等高額介護合算療 養費は、前年度と同額でございます。

項3、移送費、目1、一般被保険者移 送費、目2、退職被保険者等移送費は、 前年度と同額でございます。

項4、出産育児諸費、目1、出産育児 一時金は、前年度に比べ5.3%の減で ございます。

目2、支払手数料は、3万8,000 円で、平成21年10月から始まった、 出産育児一時金の直接払いの手数料でご ざいます。

26ページ、項5、葬祭諸費、目1葬 祭費は、前年度に比べ11.9%の減で ございます。

項6、精神・結核医療給付金、目1、 精神・結核医療給付金は、前年度に比べ 15.7%の減でございます。

款3、後期高齢者支援金等、項1、後期高齢者支援金等、目1、後期高齢者支援金等、目1、後期高齢者支援金は、前年度に比べ5.8%の減で、

1人当たりの支援金は増になったものの、 過年度精算分の返戻分が相殺されること から、減になったものでございます。

目2、後期高齢者関係事務費拠出金は、前年度に比べ6.3%の減でございます。

28ページ、款4、前期高齢者納付金 等、項1、前期高齢者納付金等、目1、 前期高齢者納付金は、前年度に比べ49. 1%の減で、1人当たり負担調整対象額 が、減となったことによるものでござい ます。

目2、前期高齢者関係事務費拠出金は、前年度に比べ4.9%の減でございます。

款5、老人保健拠出金、項1、老人保 健拠出金、目1、老人保健医療費拠出金 は、平成20年度精算拠出金でございま す。

目2、老人保健事務費拠出金は、前年 度に比べ13.5%の減となっております。

款6、介護納付金、項1、介護納付金、 目1、介護納付金は、前年度に比べ6. 1%の増で、1人当たりの介護納付金の 増によるものでございます。

30ページ、款7、共同事業拠出金、項1、共同事業拠出金、目1、高額医療費共同事業医療費拠出金は、前年度に比べ6.2%の減、目2、保険財政共同安定化事業拠出金は、前年度に比べ5.5%の減となっております。

目3、高額医療費共同事業事務費拠出金は、前年度に比べ33.9%の減、目4、保険財政共同安定化事業事務費拠出金は、前年度に比べ53.7%の減となっております。

目5、その他共同事業事務費拠出金は 前年度と同額となっております。

款8、保健施設費、項1、保健施設費、 目1、特定健康診査等事業費は、前年度 に比べ2. 3%の増で、新たに特定健診 の受診勧奨のための委託料を計上しております。

目2、保健衛生普及費は、前年度に比べ16.5%の増で、これは後発医薬品の普及促進のための委託料を計上したことによるものでございます。

32ページ、款9、諸支出金、項1、 償還金及び還付加算金、目1、一般被保 険者保険料還付金、目2、退職被保険者 等保険料還付金、目3、償還金は、前年 度と同額でございます。

款10、予備費、項1、予備費、目1、 予備費は、前年度と同額となっておりま す。

以上、予算内容の補足説明とさせていただきます。

○森西正委員長 説明が終わり、質疑に 入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 まず、本予算でもあるんですけれども、補正予算の方ですね。 今回大きくメインで変わっている、共同 事業について入ってくる方と出る方、これをちょっとどう違っていたのかというか、この背景の解説をお願いしたいと思います。

次に、本予算の方ですけれども、16ページ、一般会計の繰り入れで5,000万円減らした。国民健康保険料そのものを引き上げをしなかったということは、非常に評価をさせていただいているんですけれども、この繰り入れを5,000万円減らしたのは後退ではないかと。これまでの赤字が今回はまた見えない形になってますけれども、解消するわけではないということであるなら、状態がこういったふうによくなってきたときほど、赤字解消であれ、保険料負担軽減であれ、計画的に入れていくべきではないかと。黒字なったらけしからんというわけでは

ないわけですから、ぜひ検討をお願いし たいと思います。

税収が減るという理由で、入れないということになると、税収とか苦しいというときは市民も苦しいわけですから、そのときに保険料が上がるという、市民に対しての言いわけにはならないと思いますので、これを減らしたことに関してのお考えをお聞きしたいと思います。

次に、32ページのジェネリック医薬品の通知ですね。非常にいいことだとは思うんですけれども、どういう通知をしていくのかという基準が難しいと思うんですが、いわば余計なお世話にならないかということを心配してるんですけれども、新しいジェネリックでは飲み合わせがよくなくて、旧の薬を処方しているというか、お医者さんの処置の混乱というなども、お医者さんの処置の混乱ということにはならないか、お考えをお聞きしたいと思います。

次に、国の方の改正論議の方でちょっとお聞きしたいと思うんですが、国保の制度をですね、後期高齢者医療制度の改正論議で、今、もう後期高齢者医療をなくすということになってきてるわけでも、そうすると、これを75歳の線を65歳におろして、退職者医療も全部国保に入れて、全部を国保に押しつけるというような、75歳から65歳におろして負担がのしかかってくるというような案が出ておるんですけれども、どう考えるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、運用なんですけれども、資格証に関してなんですが、発行そのものが止まってないんではないかと思うんですけれども、保険料を納付することを促すというよりも、受診の抑制に強く働くんで

はないかと思われる保険証の取り上げは、 やめるべきだと思うんですけれども、こ の執行状況をお聞きしたいと思います。

次に、今回、高額医療と介護サービス との合算というのがあるんですけれども、 この仕組みをちょっと詳しくお聞きした いと思います。

次に、議案第34号の条例なんですが、この改正は、何いましたら、基本的に中身そのものには変化はないと、附則から本則へという話をお聞きしました。そてるであるのならば、別に目くじらを立てるとはないかと思うんですけれどもであるというかと思うがなるましたのというないというないというないというなりますから、後期高齢者医療制度は早くないというはして、国に対して、国に対して、国に対して、国に対して、国に対して、こうに訴えておられるのか、これに関して、国に対して、どういうふうに訴えておられるのか、状況をお聞きしたいと思います。

- ○森西正委員長 堤参事。
- ○堤保健福祉部参事 それでは、私の方から、七つご質問のうち、後期高齢者を除いた6点について、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の補正予算の共同事業の 収支改善についてでございますが、共同 事業の中には、高額医療費共同事業と保 険財政共同安定化事業とがございます。 被保険者数が少ない市町村におきまして、 高額の医療費の発生は、保険財政に大き な影響を与えるため、国民健康保険団体 連合会が実施主体となりまして、都道府 県ごとに高額の医療費の発生に対する再 保険的な業務を行っているものでござい まして、連合会が会員市町村から被保険 者数や医療費に応じた拠出金を徴収いた しまして、高額な医療が発生いたしまし たときに、交付金を交付いたしております。

過去3年間の共同事業全体の返戻率を見てまいりますと、89.4%から93.2%となっておりまして、平成21年度は過去の実績を考慮いたしまして、90%の返戻率で予算を計上いたしておりました。しかし、この1月末に、21年度の確定通知がございまして、返戻率が117.2%と大幅に上昇いたしましたことから、約2億9,000万円の収支改善が見込まれることとなりまして、今回補正予算を計上させていただいたものでございます。

具体的には、高額医療共同事業におきまして、補正予算書12ページ、款7、項1、目1、高額医療費共同事業医療費拠出金で3,506万6,000円を減額いたしまして、それに伴いまして、拠出金に対する国府の負担金を、補正予算書の6ページのとおり、それぞれ798万5,000円減額いたしまして、交付金を逆に3,678万3,000円、増額しております。

次に、保険財政共同安定化事業におきましては、補正予算書12ページのとおり、拠出金を2億750万8,000円減額いたしまして、6ページのとおり交付金を2,557万3,000円増額いたしております。以上で、2億8,896万円の収支改善となったものでございます。

それから、一般会計の繰入金でございますが、保険料の据え置きを今回させていただいたわけでございますが、繰入金の全般的なことを申しますと、国等の負担につきましては、平成21年度までの暫定措置とされていた国民健康保険基盤安定負担金の上乗せ分でもあります、保険者支援分等の延長がされることとなっ

たことから、骨太の方針2006から続いてまいりました社会保障費の削減に、 一定の歯どめがかかったものと認識をいたしております。

また、先ほどご答弁申し上げましたよ うに、共同事業におきまして、この1月 末に大きな収支改善があったことから、 平成22年度は、共同事業の収支改善と 前期高齢者交付金の過年度精算金を保険 料軽減の財源とすることで、保険料率の 据え置きをさせていただくことが可能と なりました。今後、国保財政の安定化を 図るためには、基本的には歳出に見合っ た歳入の確保に努めていくことが肝要で ございまして、そのためには、特定健診 をはじめとする医療費の適正化を行い、 そして負担公平の観点から、収納率の向 上対策を行い、その上で条例に沿った保 険料率の設定を行っていくということが 必要と考えております。

法定外繰入金の5,000万円の減額でございますが、原課としては引き続き、その5,000万円をいただくということは大変ありがたいことなんですけれども、財政状況の面から、今回こういう形で収支の改善があったということで、今回は措置をされていないということでございます。

それから、ジェネリック医薬品の差額 通知についてでございますが、有難迷惑 にならないかといお問いではございまし たけども、たまたま、私、今、寝屋川市 の広報を持っておりまして、そちらの方 を読ませていただくと、21年度には府 下で初めて寝屋川市と門真市がジェネリッ ク医薬品の差額通知をされております。 ほかにもあるように聞いておるんですが、 情報を持っているのはこの2市だけでご ざいます。

寝屋川市のジェネリック医薬品差額通

知の結果のアンケートでございますが、 約7割の方が使用を希望されておられる ということでございます。

21年9月に府内で初めて生活習慣病等により院外で薬を処方されている人を対象に一般的な新薬とジェネリックの医薬品を1年間服用したときの薬価差額をお知らせとして送付をしたということでございます。

今回、無記名方式でアンケートをお願いしたところ、7割の方が使用を希望されている、よいことだと思うとお答えいただいた方が81%、必要ないという方は18%、無回答は1%。

薬代の削減になるということで歓迎される方が75%、薬の選択肢がふえるとお答えになった方が21%、その他が4%ということで、よいとお答えいただいた方の中にはやはり選択肢がふえるとか、薬代の節減になるということが大変大きなウエイトを占めているように思います。

資格証の状況でございますが、20年 度末現在で46件であったものが、21 年12月末現在では28件になっており ます。

資格証につきましては、5月の新型インフルエンザの流行以来、接触の努力を数々続けてまいりました。5月の臨時議会でもお答えいたしましたように、電話で連絡できなかった方がその当時38件あったわけですけれども、その後も文書による連絡、夜間電話、お盆休み中の集中電話、9月からは土曜相談電話の合間を利用して、休日連絡等をいたしまして、最終的には今、18件の方が資格証ではなくなっております。

9月25日に、国の新しい方針としまして、新型インフルエンザの感染の疑いにかかわらず、医療を受ける必要が生じ、医療費の一時払いが困難である旨の申出

があった場合は、緊急的な対応として短期証を交付することは差し支えないということが示されたことから、再度特別の事情把握に努めて連絡を図っているところでございます。

このように、資格証の交付につきましては、市の独自の制度ではなく、国民健康保険法で交付が義務づけられておりますので、できるだけ最小限の発行にとどめるよう工夫をいたしております。

高額介護合算の仕組みでございますが、 高額介護合算療養費につきましては、計 算期間は通常は前年の8月1日から翌年 の7月31日までなんですが、平成20 年度から制度ができましたので、今年度 の場合は20年の4月1日から去年の7 月31日までですね、両方を取りまして 有利な方を選択するという制度になって おるんですけれども、計算期間内に負担 した自己負担の合算額を介護と合算でき るようになり、支給基準額を超える場合 に支給するということになっております。

介護と国保の両方にまたがって、多額 の出費をされた方が対象となっておりま す。

それから、議案第34号の条例改正の中身についてでございますが、摂津市国 民保険条例の一部を改正する条例につき ましては、大きく分けて三つの部分から 成り立っております。

まず、一点目は地方税法の改正に伴う 部分でございます。22年度税制改正に おきまして、上場株式等の配当所得につ いて、申告による分離課税を選択できる こととなり、その所得が追加になったこ と、それに伴って上場株式等の譲渡損失 を上場株式等の配当所得とも損益通算が できるようになったこと、それから、長 期譲渡所得におきまして、新たな特別控 除が創設されたことによりまして、必要 な追加を行っております。

2点目は、これまで基礎賦課額の所得 割額の算定や保険料の減額におきまして、 地方税法の附則に列挙されている、いわ ゆる分離譲渡所得関係につきましては、 算定の特例として旧条例附則 5条から 1 0条までに列挙いたしておりましたが、 今後、恒久的に保険料の算定所得とする という考え方が示されたため、附則から 本則に移行を行うものでございます。

3点目といたしましては、被用者保険の被扶養者であった方が、被保険者の後期高齢者医療制度移行に伴い、国保被保険者になった場合の減免措置の継続でございます。

これは、平成24年度末で後期高齢者 医療制度が廃止されることとなったこと に伴いまして、それまでの間、保険料の 減免措置を継続するための措置でござい ます。

○森西正委員長 寺田参事。

○寺田国保年金課参事 山崎委員の第4番目の後期高齢者医療制度の対象者を国民健康保険に戻すことについての質問にお答えいたします。

確かに、新聞報道では24年度末で後期高齢者医療制度を廃止した後、どのような制度をつくるかということについて、厚生労働省におきましては、一たん国民健康保険に戻し、65歳以上を対象とする新たな制度を思案しているという報道がありました。

それにおきましては、国民健康保険に 多大な財政負担が生じるため、健康保険 組合に負担を求めていくという内容でご ざいました。

ただ、詳細については、私どもの方も これを論評する資料は持っておりません ので、厚生労働省においても後の財源負 担について苦慮しているというところま での理解でございます。

- ○森西正委員長 山崎委員。
- ○山崎雅数委員 介護と高額医療の合算ですけれども、結局これは介護と医療で限度額までというか、高額療養費の限度額になった部分までしか市民負担というか、個人的には負担をしなくて済むということになるのか、ちょっと確認をお願いしたいと思います。

それから、資格証についても保険料を ふやさないという制度改善を国の制度で すので、ぜひとも運用に非常に支障があ るというところで要望をしていただきた いと思っております。

後期高齢者医療の改正論議もほんまに 国保に負担を押しつけるというか、ほか の社会保険なんかでも負担を押しつける という形になってしまっては、結局、国 民が医療費の負担を押しつけられるとい う形になります。

高福祉社会というか、高齢者がふえる 要するに高齢化社会で、医療費をどこが 見て行くかという議論で、ぜひ高福祉社 会というか、福祉の分野でしっかり国が 見ていくという制度を確立してもらえる ようにぜひ国に要望していただきたいと 思います。

- ○森西正委員長 堤参事。
- ○堤保健福祉部参事 高額介護合算の仕組みでございますが、これは初年度は1年または1年半で、2年目からは1年間に使った介護分と医療分の合算額が一定を超えたものについて、還付をするという制度でございます。
- ○森西正委員長 本保委員。
- ○本保加津枝委員 それでは、今、議案 第12号補正予算の方では、委員の方か らもご質問がありまして、お答えをいた だきましたので理解しているんですけれ ども。このうち、もう一度、90%で予

定を上げられたということで、その理由 についてなぜ90%で計上されているの かだけ一つお教えをいただきたいと思い ます。

あと、議案第3号の方ですけれども、 予算書30ページ、概要168ページで すね、こちらの方で保健施設事業の委託 の方でありますけれども、特定健康診査 等事業費の特定健康診査受診勧奨委託料 で、350万円計上されているわけです けれど、先ほどもご説明にありましたよ うに、特定健診未受診者にアンケート調 査の実施と分析、受診勧奨をその後実施 するとありますが、分析委託先あるいは、 その受診勧奨のための指導等について、 どのように指導していかれるのかその方 法等をお聞かせいただきたいと思います。

この医療費を抑制する目的で行うとありますけれども、これについてその取り組みをどういう形で委託先と連携を取っておられて内容をつめておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

同じく、保健施設事業の方で先ほども 話題に上がっておりました、保健衛生普 及費の方でございますけれども、この委 託事業でジェネリック医薬品に置き換え た場合の差額を通知をするということで すが、これにつきましてもその体制につ いて、どんな形で実施をされていくのか、 またそれによって本市ではどの程度の効 果を見込んでおられるのかお聞かせをい ただきたいと思います。

- ○森西正委員長 堤参事。
- ○堤保健福祉部参事 それでは、本保委員のご質問のうちまず1点目の共同事業の21年度の予算の見込みを90%にさせていただいた理由ということなんですけれども。

先ほども申し上げましたように、18 年度の実績では交付率が93.2%で1 9年度では89.4%、20年度では92.5%で平均いたしますと、九十一点何がしかの率となりますので、過去の実績を勘案して90%にさせていただいておったところでございます。

それから、2点目の特定健診の受診勧 奨事業でございますが、医療費を抑制する目的というお問いもありましたけれど も、特定健診の推進というのは、市民の 健康を守るだけではなく、ご本人の医療 費の削減につながり、引いては国民健康 保険の財政全体の健全化にも、これはきょ うやって明日ということではなくて、将 来的には結びつくと考えておりまして、 非常に重要な事業であると認識をいたし ております。

まず、委託の内容をご説明する前に特定健診の受診率の勧奨についてなんですけれども、20年度特定健診の受診率というのは、当初の計画では40%を目標としておったんですが、結果としては20年度の決算でもお答えしましたように、26.4%になってまして、大阪府下のほぼ平均ぐらいになっております。

そこで、その21年度は、市民健診の 受診者で20年度特定健診未受診者の方 を中心に約200名の方を抽出いたしま して、10月から11月にかけて職員に よりまして、電話によりアンケート調査 を行うとともに、受診勧奨をさせていた だきました。

その結果、131人の方からご回答をいただくことができまして、内容といたしまして、特定健診を受診しなかった理由としては、制度がかわってよくわからなかったという方が大変多ございまして、34人で26%、2番目は病気にかかっていたと言われた方が31人で24%、あわせてほぼ50%になっております。あとは時間が取れなかった方やそのほか

自由意見としては、受診期間が短かった、受診券をなくしたなどがございました。

幸い、21年度につきましては、特定 健診の実施期間を12月までから2月ま でに延長すると同時に、保健センターで の受付回数もふやしておりまして、特定 健診が周知されてきたこともありまして、 ご回答いただいた方の89%がこれから 受診するわと、あるいはもう受診したよ ということで、ご回答いただきました。

今、21年度の受診状況につきましては、本市の特徴としまして1月、2月、3月生まれの方が非常に多ございまして、ちょっと現時点ではなかなか予測がつかないものの、さらなる特定健診の受診率向上というのが今緊急の課題と考えております。

特にその受診率が40代、50代の方が非常に低うございまして、それらの方は先ほどみたいに市民健診を受けておられるということが全くなくて、過去に全く健診を受けておられない方がおられまして、そういう方に新たに受診をしていただくことが必要であると非常に感じたところでございます。

そういうことから、まず受けられない 理由というのを未受診者の方にアンケート調査をしてその上で、どうやったらい いかというのはこれは私どもは全くわか りませんので、そういったことを分析を して必要な対策をこれから講じたいなと いうふうに考えております。

ですから、特定健診の受診勧奨委託の 内容につきましては、今2社ほど話は伺っ てはおるんですけれども、手法にはいろ んな方法がございまして、委託の方法に つきましても、プロポーザル方式でもっ とも適当な提案をしていただいた業者に 決定をしたいと考えております。

それから、差額通知でございますが、

22年度に予定をいたしております後発 医薬品、ジェネリック医薬品の普及促進 事業の内容でございますが、まず、当初 決定通知書を送付いたしますときに、ジェ ネリック医薬品のお願いカードというの を同封して、啓発を図りたいと思ってお ります。

処方せんにジェネリック医薬品不可と 記載されていなければこのカードを薬局 に提示をいたしましたら、ジェネリック 医薬品の相談が受けられるというもので ございます。そして、その上で生活習慣 病の方など高額な医薬品代をお支払いに なっている方を対象といたしまして、具 体的に後発医薬品を利用した場合との差 額を通知することで普及促進を図りたい と考えております。

先ほども山崎委員のご質問にご答弁させていただきましたように、寝屋川市などでは7割以上の方が利用したいというふうに結果としてお答えいただいているところから、本市でもご本人の医薬品代の負担軽減を図ると同時に国保財政の負担軽減も図れるのではないかと考えております。

現時点の効果額につきましては、事前 調査を行っておりませんので、21年度 に実施されている門真市では、約6,0 00万円が削減できると見込んでおられ るということで、被保険者数の割合を乗 じますと最大で3,500万円程度の効 果が見込めるのではないかと考えており ますが、ただ、1回、2回でこれだけの 効果というのはとても考えられませんの で、今後も継続的にやらなければならな いのではないかと考えております。

委託事業につきましては、効果測定というものもできると聞いておりますので、 実際にどれだけの効果があったかについ ては、22年度の決算におきましては、 結果を報告できるようにさせていただき たいと考えております。

あと、国の方からの情報としては、今後特許切れが22年度以降進んでくるということを聞いております。医師会をはじめ、薬剤師会、歯科医師会のご協力もいただけるということになっておりますので、積極的に普及促進を図りたいと考えております。

○森西正委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 議案第12号の方で はお答えをいただき、理解をいたしまし た。

議案第3号の方ですけれども、この特定健診の受診勧奨の委託につきましては、プロポーザル方式を取り入れるというふうに予定をされているということでございますけれども、やはり医療費の抑制というのは少子高齢化が続いている現態ので、指導の充実にやは別でありますので、指導の充実にやはご答弁の中にありましただいて、先ほどもご答弁の中にありましたように、受診する期間が短いとか、良く耳にすることなんですね、その辺の対応も何とか一つの課題として対応していただけるようにお願いしたい。

また、受診券をなくしたという場合ですね、これについてはいろいろあると思いますので、受診券をなくして受けられなかったという人もいらっしゃったことも現に遭遇しておりますので、この辺の対応を少し難しいところなんですけども。再発行が確かこれできなかったと思うんですけれども、そういったことについても今後の対策の一つとして、せっかくこの勧奨事業を行うわけですから、できるだけ受診をしていただけるような方向で取り組んでいただきたいと思います。

これは、今後の指導の内容に期待する とともに、受診率をぜひ向上していただ けるように、それに貢献できるようにま た業者の方と連携をしっかり取って頑張っ ていただきたいと思います。要望してお きますので、お願いいたします。

ジェネリック医薬品なんですけども、 テレビCMなんかでもありますけれども、 知識もやはり当然必要だと思いますが、 お医者さんで患者さんの側からなかなか 言いにくいというのがありますので、何 らかの対応をお願いしたいなと思ってお りましたら、お願いカードを同封してい ただけるということですね。

現場では、今申しましたように、最近 特にお医者さんと患者さんが対面式の関 係ではなくて、お医者さんの方はパソコ ンの画面に向かってデータか何かを調べ ながらお話を結構されるとこ多いんです ね、大きな病院では。患者から先生何か 言おうとするときにはすごく勇気がいる という現代的と言いますか、変わった形 に変化をしてきておりますので、なかな か声をかけにくいという現状もあります。 やはりその辺は医療機関の方も医師会と か薬剤師会の皆さんなど、代表の皆さん だけではなくて、直接医療機関の方にも 今回こういうことを摂津市では実施して いますよと、ジェネリック医薬品への置 きかえにご協力をいただきたいというよ うな周知もしっかりお願いしたいと思い ます。

また、340万円という予算をやはり この現状で使って実施されるわけですか ら、見込み額等々、現在予測されている 形に沿うように、しっかりと努めていた だいて、その効果を測定したご報告をい ただいたときに、やはりやって良かった なと言ってみんなで喜びあえるように。 健康管理という面では本当にこの医療機 関とどう連携を取っていくかということが、今後大きな課題にもなっていくと思いますので、そういった点で、市民の皆さんがご不便な部分もありますので、ぜひこういったことをしっかりと進めていただけるように要望とします。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 そしたら私の方からも数点 ちょっとお聞きしたいことがあります。

議案第3号の国民健康保険特別会計予算ですが、28ページ、老人保健拠出金ですけれども、今年度は予算で上がってませんけれども、22年度では1,757万4,000円という数字があって、これは20年度分の精算拠出金なんだというようなことかと思うんですが、どうして来年度、翌年度になっているのか説明を伺えたらというふうに思います。

それから、先ほどのお話にありました、 特定健診ですね。以前は市民健診として 実施してましたけれども、そこから特定 健診に切り替わって、この間受診できて ない方が大勢いらっしゃるというような 中身なんですけれども。この点について は、最近私がお伺いした方は、以前は市 民健診を毎年受けてたというんですけれ ども、今の入っている保険の種類でこの 方は夫が兵庫県の方で働いていて、そち らの職場の健保になっていると。それで、 特定健診についてもそちらを通じてとい うふうなことで夫は職場で受けているけ れども、自分はこの間は受けてないんだ というようなことをおっしゃっています。 そういう場合は、市内の医療機関で受け て請求をそっちの健康保険の方に送るの かなというふうに私は認識していたんで すけども、その方いわくはそうではない とおっしゃって、ちょっとこの場で確認 だけ聞かせていただけたらというふうに 思います。

それと合わせて、後期高齢者医療制度 の部分では人間ドック助成というような 形で、健診にしてもあるというようなこ とが、国保の方では市町村によっては大 阪府内でもやっているところが多くある 中で、摂津ではやられてないと、この点 は代表質問の際も予防という形でぜひ人 間ドック助成をやっていただけないでしょ うかというようなことで、中に入れてた かというように思うんですけれども、こ のところの見解をこの際ですので聞かせ ていただけたらというふうに思います。

それから、あとは先ほど山崎委員からも一般会計からの繰入金で5,000万円は今回は入れていないということについても言われましたけれども、今の、共同事業交付金の関係で赤字額の一定軽減と言いますか、そういうようなことになっている中ですけども、大きなところでその赤字額の推移ですね。今年度末それから来年度についての見通し、また今後の考えというところを聞かせていただきたいというふうに、この点お願いしたいと思います。

- ○森西正委員長 堤参事。
- ○堤保健福祉部参事 それでは、弘委員 のご質問4点にお答えをさせていただき ます。

まず、1点目の老人保健の拠出金でございますが、老人医療費に係る拠出金につきましては、20年度末で廃止されたことから、21年度はゼロとなっております。22年度は、20年度の分の精算が2年後にされますので、その精算拠出のために皆増となっておる次第でございます。

それから、特定健診の話で市民健診を 受けておられた方が被用者保険のために、 市民健診が受けられないというご質問で ございましたが、その特定健診制度がで きましてから、健診は、各保険者の義務 になっておりまして、今の方の例で言い ますと、基本的には、ご主人の会社の保 険者が被扶養者の方の特定健診をする義 務があるということでございます。

私ども、市町村健保でも配偶者の分は 市町村健保の方から特定健診の受診証が 送られてくるというような仕組みになっ ておるところでございます。

それから、人間ドックの助成について でございますが、21年度で人間ドック 助成をしている市は北摂では3市でござ いますが、そのうち例えば箕面市ですと、 箕面市の医療保健センターで受診された 方のみ、人間ドック助成をしていると、 豊中市でも市内の契約医療機関がメイン になっているところでございます。本市 の場合は、保健センターでセット健診を 実施をしておりまして、今、特定健診に 心電図及び眼底検査のメニューを追加を いたしたところでございまして、人間ドッ ク並みにとはいえませんけれども、簡易 な人間ドックに近い健診を実施させてい ただいてるのではないかなと考えており ます。

新しく完成いたします保健センターの活用という面からも、新たな補助制度を設けるよりも、当分の間、保健センターを中心に特定健診の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

こちらの、心電図と眼底検査のメニュー の追加につきましては、国保特会ではな く、健康推進課の方で措置をさせていた だいておるということでご理解をいただ きたいと思います。

最後に、今後の赤字の推移ということでございます。21年度の決算見込みでございますが、21年度につきましては、当初保険料の据え置きということから、約2億9100万の単年度赤字という見

込みから出発しております。

20年度の累積赤字が約7億8,45 6万円ということで、10億円を超える 累積赤字になるのではないかと見込んで おりました。

その後、医療費の補正増を行ったことから、赤字幅が拡大して12億円程度になるんではないかなというふうに見込んでおりましたが、このたび1月末に共同事業におきまして、大きな収支改善があったことから、歳入におきましては調整交付金の交付決定がまだ出ていないことや、保険料の収入につきましてもまだ確定はしておりませんので、また医療費の支払いが年度途中であることなどから、まだ確定的なことを申し上げることはできませんが、過年度精算金なども含めまして、収支は均衡するのではないかなと考えております。

22年度でございますけれども、22 年度につきましても、共同事業の交付見 込みにつきましては、22年度は拠出額 の2分の1が平成20年度までの過去3 年間の基準拠出額に基づいて交付される ので、大きな変動はないのではないかと 考えております。ただ、21年度に交付 額が大幅に増加しておりますので、23 年度以降の拠出額は交付額に比べて増加 するんではないかなと考えております。

特に、不確定要素がございまして、2 2年度の制度改正におきまして、都道府 県が広域化等、支援方針を策定をすれば、 調整交付金の収納率に係る減額措置を緩 和できるというような改正がございまし て、その中で、共同事業の対象金額を3 0万円以上から極端に言えばゼロ円以上 に変更することも可能となっております。

そうなりますと、比較的若年者が多く て国保世帯の所得層が高い本市にとりま しては、不利になるのではないかなと懸 念をいたしております。

いずれにしましても、そうなりますと 算定基準が大きく変わってまいりますの で、現時点では見込みを立てるのは非常 に困難かなと考えております。

高額医療費の共同事業につきましては、 拠出額の約半分が国、府の負担になる点 と被保険者数での案分がないので、その 点は異なりますが、おおむね同様の仕組 みとなっておりますので、同じような形 で推移するものと考えております。

いずれにしましても、保険者といたしましては、資格の適正化、医療費の適正 化、収納率の向上そういったもので、で きる限り国保財政の健全化を図ってまい り、赤字を減らしていきたいと考えてお ります。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 そうしましたら、今お答えいただいた部分ですけれども、最初の老人保健拠出金の20年度の清算ということで、1,757万円、これはこの22年度に限るというふうなことで理解しておけばいいわけですね。わかりました。

それから、特定健診に関わってですけ れども、保険者ごとの義務というような ことで摂津の市民であっても加入してい る健康保険の違いで市内の医療機関で受 けれる、受けれないというふうな差が出 ているのかというふうに理解しています。 ただ、そういったことが今後のことで言 いましても、恐らく退職もされて高齢に なったときには、国保に帰ってくるとか いうふうなこともありますし、そのとき にまた健康状態が良くなくて高額な医療 費を国保の方から負担しなければならな いような、そういう状況にもつながって くるのかなというふうなこと。また、そ もそも市民の健康にかかわることですか ら、以前行っていた市民健診から今の状

況に制度として改悪というような形でなってしまっている弊害なのかなというふうに受けとめますけれども、そうした点については、特に市として対策なりというものは考えられないのかどうか、お聞かせいただけたらというふうに思います。

それから、人間ドック助成についても なんですけれども、この間、安藤議員が 後期高齢者医療広域連合の議会にも出て いる中で、いろいろこの話もされたとい うふうに聞きました。75歳を超えられ て、その後いろいろと人間ドック受ける か受けないかみたいなことを、やっぱり 歳の若いうちにそういうようなものも受 けれるような状況にある方がよりよいの かなというふうに思っております。もち ろん、今言われてました保健センターを 軸に今の特定健診を充実されていくとい うふうなことも必要かと思いますけれど も、今後の検討ということでぜひとも前 向きに実施できるような形でお考えいた だきたいというふうに要望としておきた いと思います。

それから、最後もう1点は、赤字額の今後の推移なんですけれども。およそ7億8,000万円こういう赤字額で、この解消計画というようなことに取り組んでいくわけかと思うんですけれども、今の説明をお聞きしても、自然に赤字が消えるというふうなことはもちろんないわけで、この間もずっと議論している制度的なところで厳しい状況にあることは重々理解しております。

だからこそ、一般会計からの繰入も一定やっていかないと、そもそも負担能力の低い方たちが集まって保険が組まれている、そういうところになっているということですし、セーフティネットとしての国保をしっかりと守って維持していく。各種のバランスもあるというふうにはおっ

しゃいますけれども、今の保険料は高いし、できることなら保険料の引き下げを というようなこともずっと主張してきて おります。何らかの形でやはりこの制度 を維持していくというふうな点でも赤字 額の推移、これを減らしていくような方 向では今後一層考えていかなければなら ないことなのかなというふうに思います。

この赤字額の今後の見込みについて、 できれば副市長からお考えも聞かせてい ただければというふうに思いますので、 よろしくお願いします。

- ○森西正委員長 堤参事。
- ○堤保健福祉部参事 それでは、特定健 診にかかりますお問いにお答えさせてい ただきます。

市として何もしてないというわけではなくて、先ほども申し上げましたように、被保険者の特定健診についての保険者の義務でありますけれども、例えば、保険者間の移動があって、たまたま特定健診が受けられないというような方が発生してまいります。そういう方につきましては、市として国保の予算ではないんですけれども、どこでも健診を受けられないという方は健康推進課の方で予算を措置をいたしまして、特定健診と同様の健診が受けられるということで、救済措置を設けております。

- ○森西正委員長 小野副市長。
- ○小野副市長 国保制度そのものもご存 じのとおり、制度破たんがしているとい うこと、当初目的から全然かけ離れてい るということはもう事実であります。

この問題の中で、摂津市駅の駅開きのときにも地元代議士の藤村代議士がおられました。厚生労働委員会の委員長であります。この1月にお会いしたときに、公の場所でとりわけ後期高齢者医療制度が13年までに廃止ということで、国保

に戻ってくると。そうなってくると公の 場所で話しする中で申し上げたんですが、 今でも国保はこんな状況なのに、こんな ときに国民健康保険料に負担増になる可 能性が大であると。

したがって、厚労委員長としての役職におられるわけですから、十分その辺を留意していただきたいということと、それから、市町村国保の広域化につながるような見直しというようなことも厚労委員長として踏まえていただきたいということを申し入れをいたしまして、土曜日に厚労委員長と会って、あれどうなりますか、ということで話しもちょっとしておったんですけども。

そういうことの中で、いろんな国保財政の不安要因をたくさん持っておるのも実情は共有できると思うんです。会派懇談のときにも12億申し上げてまして、良かったなという一面は赤字7.8億で止まったこと。ただし7.8億の累積赤字は何らかの措置をしない限り減ることはないと、ふえていくことは間違いありません。

昨日の総務常任委員会でも申し上げておったんですが、やはりその企業誘致条例の14億円のうちの11億円の44億円がなかりせば今頃基金は中期財政見通しではもうゼロでありますし、27年度の35.8億円はあの44億円積むわけですから、これは早期健全化団体というようなことで、健全化団体になってしまうということは目に見えてくるわけであります。

私は、今後のこれをどうするかという ような考えはまだ整理しておりませんけ ども、まず第4次行革の中でどれほどの 形ができるかというようなのが一つあり ます。

その中で、これはどうしてもと言った

ときは、やはり私は32筆持ってる未利 用の公共用地の売却問題と密接にかかわ らざるを得ないというふうに思います。

画期的にそれを消すとなれば、私はそんなに選択肢はもう残って来ないというふうに今実感をします。1次2次3次の行革で使用料とか負担金とか補助金とか相当な減額を、おしかりを受けてますけども、やってまいりました。17年度のいわゆるワースト4で見えておりましたから。

それを切り抜けてきたわけなんですけ ども、やはり最後の形としてはやはりそ の歳入を図るということはなかなか難し いところでありますから、堤課長が言い ましたように、医療費の適正化の問題と やっぱり収納率の向上、これはいただく ところはきっちりいただく、ないところ についてはそれはそれなりのということ なんですが。そのことを努力しながらも やはり7.8億がこれミニマムでありま すから、これよりふえてくるというのは 見えてますから、それは私はまず第4次 行革でやらせていただいて、その上でど の方法を取って、この7.8億プラスア ルファを消すかと。そんなに選択肢は残 りませんが、そういうことの中で一度議 論をしたうえで議会ともご協議させてい ただきたいというふうに思っております。

7.8億は霧のように消えるわけでございませんので、7.8億はミニマムであるということの中で、これを私とこだけの問題でございませんけども、北河内では50億60億というようなことも聞いておりますし、これ、43市町村すべての問題でありますから、私どもがこれをサボタージュしてふえたものではございませんので、国保制度そのものの破たんということでございますから。

また、これは各市との連携もあります

し、私どもとして解決すべきものについては、第4次行革の中で十分議論した上で、またこういう場所で一定の方向性、議論をさせていただきたいというふうに今のところ思っているところでございます。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 今回の保険料の値上げは見送って、また特定健診や後発医薬品の普及というような形でさまざまの取り組みをされて今の状況というようなことは認識しております。

そういった中でもやっぱり本当に今医者に行きたくても行けないというふうな人たちの話や保険料が払えなくてというふうな、さまざまな報道の中にもあるような悲惨な事件とかを聞くにつれて、本当に何とかしていかなければならない、そういうことだというふうに思っております。

ぜひ今後とも担当部局また、市として の役割もしっかり果たしていただきます ように、要望として終わらせていただき ます。

○森西正委員長 鳴野委員。

○嶋野浩一朗委員 まず、保険料のことから触れたいと思うんですけれども、この、予算書が出てくるまでの状況を考えておりますと、当初は保険料が相当に上がるということはやむを得ないのかなというふうに私も考えておりました。

しかし、共同事業のいわゆる交付金ですよね、拠出に対して当初、過年度の実績を踏まえて90%で返戻されるとみておったのが、117.2%ですか、相当に増額なったということがありまして、それをもとに保険料の値上げを抑えたという、その結果、この予算書として出てきているわけなんですけれども。

しかし、今回、増額になったわけなん

ですけれども、今後の推移を考えていく と、先ほど副市長おっしゃられたように、 国保という制度自体に大きな問題があっ て破たんしているという状況の中で、さ らに不確定な要素が加わってくるという ことになってくると、非常にこれは今後 どうなっていくのかなということが懸念 されるわけなんですね。そうなっていく と、私は今回増額になった分を、交付金 として上がってきた約2億9,000万 円を保険料を据え置く財源というか、そ こに使うのが果たしていいのかなという ことを非常に強く思うわけなんですね。 本来であれば、過年度の赤字を解消とい うことに使うべきじゃなかったのかなと いう気がするんです。

確かに、今の市民生活を考えると非常に厳しいということはよく理解できます。 その、返ってきた分全部を赤字の解消ということに使えなくても、やはりすべてを保険料の据え置きに使うということについては、どうなのかなという気はするんです。そういったことについて、庁内の中でどういった議論があって、こういう結論になったのかぜひこの際お聞きをしたいなというふうに思います。それが1点です。

それと、もう1点は、この予算書のどこを見ていいのかわからないんですけれども、少し前に小学生、中学生で肥満の子どもが非常に多いんだと、ふえているんだと、中には生活習慣病にかかっているような児童もいるんだというようなことが、ニュースでも取り上げられました。報道の仕方によるのかもしれません。どの程度の割合になっているのかよくわかりませんが、以前と比べるとやはり肥満体形の子どもふえているというのは事実であろうと思います。

こういった子どもたちを今の段階から

将来的に生活習慣病にならないということの対策をしっかりしていくことが必要かなという気がするんですが、22年度の国保運営の中で、そういったとこにも目を向けていきながら事業が組まれているのか、この点についてもお聞きをしたいと思います。

- ○森西正委員長 堤参事。
- ○堤保健福祉部参事 それでは、嶋野委 員の2点のご質問にお答えいたします。

まず、保険料のことでございますが、 12月の末に国から各種納付金の数値、 概算納付額を計算するための数値がまい ります。それを12月の末から1月の初 め市長査定の前までにかけまして、ずっ と計算をしてまいりました。

そういたしますと、年末の会派懇談のときにもいろいろと国民健康保険料の値上げについてということで、情報を提供させていただいたところですけれども、その辺の数字がだんだん固まってまいりまして、約4億数千万円の保険料改定が必要であるというような結論に達しておりました。

その結論でもって、市長査定に臨みまして、その4億数千万円をいかに捻出するかということで議論をいただいておったわけです。

一昨年来のリーマンショック以来、市 民の生活は非常に厳しいということで、 21年度は公共料金すべて据え置きをさ せていただいているというこの本市の姿 勢ですね、そういったものを勘案します と、何とかその4億数千万円を削減でき ないものかということで、原課としても いろいろと案をお出しをしておったんで す。

まず、一番最初に出てまいりましたのが、前期高齢者交付金の充当です。前期 高齢者交付金が21年度と22年度比べ ますと約7億増加しております。その7億の内訳を見ますと半分が過年度精算金、 半分が伸びになっております。

どうしてそんな大きな差が出てきたのかと申しますと、国の当初の見込みが、20年度ですね、非常に少なかったということで、20年度は実際に3億5,00万の赤字が出ておるところでございます。

要はその赤字の補てん金として、半分が入ってくるというような計算になって おったところでございます。

ところが、その前期高齢者交付金というのは、退職者医療制度が20年度で原則廃止になりまして、経過措置として一部残っておるんですけれども、後期高齢者医療制度ができて、退職者医療制度が廃止になり、前期高齢者にかかる医療費については、前期高齢者交付金でもって見るというようなことになりまして、以前の退職者医療であれば、清算できちっと赤字が消えてなくなってたんですけれども、それが何となくどんぶり勘定になってしまったというのが実態でございます。

そこで、約3億5,000万円の赤字が20年度出ております、その分で21年度に一部交付されて、22年度で3億何がしかというのが交付される見込みになったということでございます。

ただし、前期高齢者交付金と申しますのは、療養給付の負担金とかそういったものを計算する際にすべて控除されてきます。7億ふえますと半分以上が負担金等の減額に回ってしまいますので、実際に3億何がしかふえましても手元の計算では1億3,000万ぐらいの実質の収支改善にはなってないんですけども、それで4億数千万のうちの1億数千万はそれで確保しようということで、後3億という議論になりました。

そこで、議会ともいろいろと調整をさ せていただいておったんですけれども、 なかなかそのぶんを埋める策がなかった という状況で、最終的にその3億のうち の一部を保険料に転化させていただきた いということでお願いをするということ になっておったんですけれども、1月2 8日付で私どもの方に送られて29日の 晩に私がそれを閲覧をさせていただいた ということで、2月1日の朝に部長に報 告をさせていただきました。それで庁内 でもう一度協議をしようということにな りまして、協議をしていただいて、最終 的にやり直そうということになりまして、 2月2日に当初国保運営協議会を予定を しておったんですけれども、その運協を 1週間延期いたしまして、急遽予算案を すべてつくり直したと、このような経過 になっておるところでございます。

それから、2点目の小学生の肥満が多 いということなんですが、特定健診は4 0歳以上の方について義務づけられてお ります。若年者健診ということで30歳 以上の方につきましては、国保で別途そ れをさせていただいておるんですけれど も、残念ながら小学生の肥満の対策とい うのは、国保では全く今のところ検討す らしていないというのが実情でございま す。

○森西正委員長 鳴野委員。

○嶋野浩一朗委員 私が聞きたかったの は、国保連合会から通知があって、部長 に相談をされたと。部長がそれを受けて どうやっていこうかと、保険料をどうやっ ていくねんと、これ据え置くのか、その まま方針どおりに保険料を上げて累積赤 字の解消に努めていくのか、というよう なことを庁内で議論されたと思うんです よ。

どんな議論があって、今回は保険料を

据え置くという結論になったのか、そこ を聞きたかったんですね。そちらの答弁 がなかったと思いますので、佐藤部長に ぜひお聞かせいただきたいと思います。

それと、小学生の特に肥満なんかに対 するアプローチはないと。特定健診は4 0歳以上で、若年者の健診は30歳以上 だということですが、そこに私は大きな 問題があるんじゃないかなと思うんです ね。

子どもたちは、定期的に自分の身長な り体重なりを測っていて、ある程度だれ が肥満なのかというようなことは、小学 校はわかっているわけなんですよね。そ ういう子どもに対して、将来的にその子 がみずから生活習慣病を防いでいくとか いうことになっていきますし、ひょっと して彼らは摂津市に残って、国保の被保 険者になるかもわかりませんけれども、 長い目で見たときに、健康増進というこ とを考えていくと、そういうアプローチ も要るんじゃないかなと思うわけなんで すね。

保健センターが新しくなって、機能も 充実をしてとなっていくと、そういう方 面でのアプローチというのは、ぜひ私、 国保の中でも視点としているんじゃない かなと思うんですけれども、できていな いということなんですが、これもまたお 聞きしたいんですが。ぜひそういうこと についてもお願いしたいと思うんですけ れども、見解をお聞きしたいと思います。

○森西正委員長 佐藤部長。

○佐藤保健福祉部長 今回の共同事業の 交付率アップを受けての当初、22年度 保険料改定ということで対応しておった 部分が据え置きというような判断に至っ たその経緯というようなことで、これに つきましては、嶋野委員おっしゃること も十分判断はいたしたわけですが、一連 の流れを申しますと、いわゆる一昨年の リーマンショックを受けての経済の低迷 というようなことがあって、21年度の 保険料については、おおむね3億ぐらい、 いわゆる収入が足らないということで、 21年度段階でも保険料の改定をせざる を得ないという中で、森山市長の最終的 な判断として、こういうときでもあるの で保険料改定は見送るべきだということ が、ちょうど丸々1年ほど前に決断され まして、その結果として、当初予算段階 から約3億ぐらいのいわゆる雑収入計上 というような形をとっておったわけです。

そういう中で、この予算組みのままでまいりますと、当然、具体に収入が入ってこないというようなことになりますと、これが赤字になっていって、昨年の段階でも、ほぼ10億ぐらいの数字になるのかなと。ただ、それ以降、21年度での収支の状況を見ていくと、ことしの1月段階で担当の方で積算いたしますと、12億近くまで膨らんでいくと。こんな状況があったわけです。

そういう中で、私ども判断しておったのは、これまで、委員会また本会議でも答弁をいたしてきておりますが、基本的には、保険料改定によって赤字を消すという形の保険料改定は制度的にはできない仕組みになってますので、私どもの15億なり16億というような形にないっては多いで、世めて22年度に、新たに赤字が生じてくる部分については保険料改定をお願いせざるを得ないと、こんな判断をしておったわけです。

そういう中で、この共同事業の交付が、 これまでに例がないような形で出てくる

ということが明らかになりまして、当然 この部分については、今回交付決定を受 けた分は、21年度の赤字を消すという 部分に、3月議会に補正をお願いしてい ますように、21年度の国保特会のいわ ゆる当初見込み3億ぐらい、保険料改定 を見送ったことによって生じるであろう 3億の部分を消すというところに充当さ れると。これだけで終わるのであれば、 あくまでも22年度は、当初の予定どお り一定の保険料改定をお願いせざるを得 ないということになるわけですが、この 部分の共同事業の交付は22年度以降ど うなるのかということで、仔細に見きわ めをした結果、21年度と同率の交付は 困難ですが、一定程度は見込めるという ことが明らかになりましたので、当然そ の部分は、歳入として見込むのは、ある 意味で言うと、その年度中に必要な歳出 を賄う歳入という部分を、これは国・府 等の負担金、交付金で賄って、たらず前 を保険料負担というようなことでお願い していくという、この制度にもあります から、これはやはり私ども市としては、 そこはまさに正直にするのが保険者の義 務であると。これをしないと、今後、保 険料改定をお願いするときに決算を締め てみたら黒になったなというようなこと で、後々禍根を残すのではないかなとい うことが一つの判断のポイントにはなり ました。

そういうことと、もう一つは、現在、20年に起こったこの経済の状態というのはそれほど改善をしていない状況なわけですから、そういう中で、やはりできるなら保険料改定幅は、せなあかんのであっても少しでも少なくしていくというようなことが必要でしょうし、今の状況を考えたときには何とかしたいというようなことで、こういうような決断を、最

終、市長、副市長とも協議する中で急遽 そういう結論に至りまして、議会にもご 説明を申し上げたというようなことでご ざいますので、ご理解をお願いしたいな というふうに考えております。

それから、小学生の肥満の件につきましては、理事から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

- ○森西正委員長 福永理事。
- ○福永保健福祉部理事 ご質問の、小学 生、中学生の肥満対策の問題についてお 答えさせていただきます。

まず、市民全体の健康管理という意味では、健康推進課が主になってこれを推し進めているわけでございますが、先ほど国保年金課長の方の答弁にもございましたように、それぞれの役割というものが基本的にはございます。健康推進課は、乳幼児、小学校入学までの健康管理、学校保健に係る健康管理のところは学校保健の範疇になる。それから、16歳以上のところの健康管理はもう一度健康推進課に返ってくるという大まかな役割分担は、基本的にはございます。

ただ、役割分担が違うので、そこのと ころは知りませんという感覚ではなくて、 そこをトータルに見ながら健康管理、そ れから疾病予防という感覚を、トータル な観点は、健康推進課がやっぱり持って いるというふうにとらえております。

そういう流れの中で、昨年、食育計画 という計画を立てさせていただいたとき に、健康推進課が事務局となって、オー ル摂津と申しますが、教育部門も入って 外郭団体、老人保健福祉施設等のご参画 もいただきながら食育計画というものを 策定させていただいたと。

肥満、それから一方でやせの問題も大変重要になってきておりまして、肥満のみではなくて、やせも含めて適切な食育

をしていく、バランスよく食べる、疾病 予防をしていくというようなところの指 導をオール摂津で取り組んでいくという 認識はいたしております。

また、もう一方で、実は肥満というところに少し焦点を当てますと、学校の中ではやはりいじめの問題につながりやすいというところもあって、大っぴらに、肥満はよくない、よくないという指導はできないというようなところも確認している次第でございます。

- 〇森西正委員長 鳴野委員。
- ○嶋野浩一朗委員 まず、今回の保険料 の改定の話なんですけれども、今いろい ろとご説明をいただきました。

当初に副市長がおっしゃられたように、 制度がおかしいんだというような話がやっ ぱりあるわけで、しかし、だからといっ て、じゃあこのまま累積赤字をふやして いってええというわけでもないわけです よね。

今、現に累積赤字が結局これだけ積まれてきて、やっぱりそれが大きなネックになってきているんだということを考えていくと、じゃあそれぞれの段階でどういう意思決定をしていったのかと、やはりそれぞれの市民生活を考えて、もうこれ以上、上げられないなとということできているはずなんですよ。でも、そうなっているとは大事なわけで、それを私は否定をしません。けれども、かといって将来さらにふやしていくということはなかなかできんだろうというのも、思っていることなんですね。

今回、21年度について、新たに赤字をふやすというわけじゃないので理解はするところなんですけれども、基本的な立場として立っていただいて、保険運営

にあたっていただきたいなというように 強く思いますし、また副市長におかれて も、いろいろ機会があると思いますので、 また横には近畿市議会議長会の会長もお られますので、これは恐らく制度的な話 にもなってくると思うので、声をやはり そこで上げなければあかんと思うし、い ろんな場面を通じてぜひ声を上げ続けて いただきたいということを強く要望させ ていただきたいと思います。

それと、小学生・中学生の肥満の問題 について、トータルな管理は健康推進課 がやるんだというのはお話しいただきま したので、確かに子どもたちの微妙な心 理面もありますので、具体的に打ち出し にくいということはよく理解できるんで すけれども、しかし、今、ちょっと肥満 ぎみの子どもがおって、そのままずっと 生活をしていって、あるときに生活習慣 病になっていってしまうということにつ いては、やはり健康増進という、市民の 健康を守るという立場から、それをよし としないということは理解できると思う んですよ。その立場で何ができるのか。 当然、限界はあるのかもしれませんけれ ど、そういうところをしっかりと見きわ めていただいて、そういう視点を持って いきながら運営にあたっていただきたい ということも要望させていただきまして、 質問を終わります。

- ○森西正委員長 ほかにございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○森西正委員長 以上で質疑を終ります。 暫時休憩します。

(午後3時 8分 休憩) (午後3時30分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第9号及び議案第15号の審査を 行います。

本2件については、補足説明を省略し、

質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 後期高齢者医療特別会計についての質問をいたしたいと思います。

これも前後しますけれども、補正予算の方で保険料が減額補正ということなんですが、この中身をお聞きしたいと思います。そして、どういう状況かというのを聞かせていただければと思っています。

本予算の10ページ、これも保険料なんですが、年金天引きが始まって、多く年金天引きもあるんですけれども、普通徴収もあるという状態で、普通徴収で滞納というか、払ってもらえない方、こういった状況をどうつかまえておられるのかお聞きしたいと思います。

資格証の発行は、広域連合議会の方で 見合わせているという状況だということ は聞いておるんですけれども、短期証も 出ているという状態で受診抑制などが起 こっていないか、身近な自治体の中で、 どういうふうな状況があるかということ をお聞きしたいと思います。

- ○森西正委員長 寺田参事。
- ○寺田国保年金課参事 後期高齢者医療 特別会計における山崎委員の3点の質問 に対してお答えいたします。

まず、補正予算の保険料の減額でございますけれども、当初は1人当たり9万4,969円ということで当初予算を策定いたしましたけれども、国の保険料の減額でありますとか、所得の減によりまして、現在推定いたしますと、1人当たり8万7,990円という形で、保険料の1人当たりが下がっているということによりまして、今回、補正予算を計上させていただいたところでございます。

なお、20年度決算で1人当たり9万 456円ということですので、21年度 につきましては、やはり所得等について も下がっているのではないかと、そうい うふうに認識いたしております。

続きまして、普通徴収の滞納分につい てでございます。

滞納の方は確かにおられるのでありますけれども、普通徴収では、保険料にいたしまして収納率は約98%を維持しております。滞納の方はございますけれども、高齢者の方が悪質な保険料未納者というよりも、制度を理解していないということが一番大きな原因というふうに理解いたしております。

次に、3番目の短期証明書でございますけれども、資格証明書につきましては、 後期高齢者医療につきましては、政権交 代後、資格証明書の発行については本当 に限られた分しか認めないという通達が 回りまして、現在、広域連合でも、資格 証明書の事務についてはストップしてい る状況です。

短期の保険証につきましては、後期高齢では6か月単位となっておりますけれども、本市におきましては13名の方に短期証を交付しております。

ただ、短期の被保険者の方につきましても受診の抑制にならない、また受診するに困らない形で失格前には簡易書留郵便で郵送いたしております。

- ○森西正委員長 山崎委員。
- ○山崎雅数委員 後期高齢者医療制度で 共産党は、うば捨て山の制度だというよ うな批判をさせていただいているわけな んですけれども、本当にお年寄りが医療 をしっかり受けられる制度をつくってい かなくてはいけないと思っているんです けれども、短期証の発行が13名という ことで、これを郵送しておられるという ことなんですが、どういう状況かという か、普通徴収でお金も払えていないとい

う状況なのかというのを、接触されるとかいうような方策というのはとられないんでしょうか。その点についてお聞きしたいと思います。

- ○森西正委員長 寺田参事。
- ○寺田国保年金課参事 短期の被保険者 証発行者につきましては、必ず臨戸訪問 をいたしております。ただ、会えない方 もございます。

短期の被保険者証の発行につきましては、やはり本人さんに責任があるもの、もしくは、その生計を維持している世帯主に責任があるもの、必ずしも高齢者の被保険者に責任を求められない場合もございますので、短期証を出すに当たりましても、また短期証を手元にお届けするに当たりましても、その辺は配慮させていただいておるつもりでございます。

- ○森西正委員長 山崎委員。
- ○山崎雅数委員 今どういう状況かというのが、会えないとか、そのご家族の状況とかが確認できないと、なかなかわからないとは思うんですけれども、ぜひどうしても、それこそ国が言うように、医療を必要とする方が多い後期高齢者ですから、しっかりと医療を受けられる状況を担保していただきたいと思っております。

国は、これを基本的には廃止していくという方針を出しておりますけれども、被保険者の医療の自己負担についても、保険料についても、お金がなくなると医療にかかれないというような制度にならないようにしっかりと求めていただきたいと思います。

- ○森西正委員長 ほかにございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○森西正委員長 以上で、質疑を終わり ます。

暫時休憩します。

(午後3時37分 休憩) (午後3時39分 再開) ※悪工委員長 再開します

○森西正委員長 再開します。

議案第8号及び議案第14号の審査を 行います。

本2件については、補足説明を省略し、 質疑に入ります。

本保委員。

○本保加津枝委員 では、議案第8号に ついてお尋ねをいたします。

予算書24ページ、概要の方が200ページから201ページになりますけれども、こちらの歳出の介護予防一般高齢者施策事業費のうち介護予防普及啓発事業の介護予防普及啓発委託料163万5,000円が計上されておりますけれども、この普及啓発委託の事業内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

あと1点、介護予防特定高齢者施策事業費の中で、委託をされております特定高齢者把握委託の事業ですね。1,769万3,000円ということで、同じく通所型介護予防委託料が300万円上がっておりますが、この3点の内容について詳しくお聞かせをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○森西正委員長 川口参事。
- ○川口地域福祉課参事 1点目の介護予防普及啓発委託料についてですけれども、こちらは、介護予防事業の実施に当たりまして、街かどデイハウスで介護予防事業に取り組まれていることに対する委託料ということで、それぞれ介護予防の中に運動と口腔と認知ということでの予防事業に取り組んでいただいております。

それぞれ、口腔は月に1回、運動と認知は週に1回のペースで取り組みをいただいておりますことに対する委託料ということになっております。

それと、その前のページの特定高齢者

の把握委託料については、特定高齢者に 対して、通所型介護予防事業の実施にな るわけですけれども、特定高齢者を把握 するに当たりまして、これは事業実施に ついては、特定健診のときに同時実施で お願いをしておりまして、生活機能評価 という検査を委託しておりますので、特 定健診を実施する保健センターと市内の 医療機関の方への把握についての委託料 です。

21年度は、まだ年度途中ですので正式な数ではございませんが、医師会で特定健診とあわせて生活機能評価を実施していただいた件数が1,196件で、保健センターで実施していただいた数が1,089件というふうになっております。

通所型介護予防事業についての委託料ですけれども、これは特定健診と同時実施の生活機能評価から上がってきました特定高齢者に対する事業としての位置づけですけれども、特定高齢者に合わせまして、より充実した内容とするために、地域にいらっしゃる特定高齢者という、そういう検査を通った方ではないですけれども、虚弱な高齢者の方を、民生委員さんですとか包括の訪問事例のひとり暮らし高齢者の中からも、そういう対象となるような方にお声をかけさせていただいて、事業を実施しております。

この委託先は、保健センターとふれあいの里で、週に1回3か月コースを3クール、それぞれ保健センターとふれあいの里で実施をしていただいております。それに係る委託料ということでございます。
〇森西正委員長本保委員。

○本保加津枝委員 介護あるいは高齢者 の施策につきましてはさまざまな形でた くさんの委託事業が目につきます。こう いった委託事業なんかでもきちんとした 形で、また結果ですね、どれだけの向上 が見られたのかとか、機能回復が見られたのかとか、虚弱の方、例えば声かけをしたりとかして、見守りをすることに対してどんなふうな変化があったかとか、一定の経過を記録をするような形で、調査書のようなものも多分つくっておらりと、今回こういった形でお聞かせをいたんですけれども、介護ですとかについたがけれども、介護ですとかについての資料として、活用できるように、またしていただけたらなと思います。

先ほど来、多くの委員からも意見が出ておりますように、やはり全体でしっかり連携をとって、似たような施策、委託事業がたくさん並んでしまって、どこにご相談に行っていいのかわからないとか、またその分だけ経費の負担が大きくなるというようなことがないように、しっかり連携をとって効果的に活用をしていただきだいて、委託事業を実施をしていただきたいと思います。

私ども公明党も、全国の現場で一斉に 介護アンケート調査をいたしまして、そ れを集約をして、先般国に新介護ビジョ ンとして提言をさせていただきました。

今後、介護予防の啓発というのは、本 当に介護保険は、やっぱりしっかり下地 を支えるといいますか、強い基盤をつく るためにも重要な施策となってくると思 いますので、これからもしっかりと検証 に努めていただいて、効果的な啓発がな されるように進めていただきたいと思い ますので、要望といたします。

- ○森西正委員長 山崎委員。
- ○山崎雅数委員 3点ほど聞きたいと思うんですが、まず本予算の特別会計の10ページ、保険料見込みが書かれているんですけれども、現年度、普通徴収、年

金天引きで大分入ってくるわけなんですけれども、これも滞納の見込みというか、 どういった保険料見込みをされているのかお聞かせいただきたいと思います。

24ページの高額介護合算なんですけれども、国保でも聞かせてもらったんですけれども、介護と医療の合算で限度額を超えるものに関して還付をするという制度だというふうにお聞きをしました。特に介護を受けておられる方に、この仕組みをしっかりと把握していただいて、還付ということになれば請求が必要なのではないかと思うんですけれども、周知をしていく事業内容についてお聞かせいただきたいと思います。

それと、28ページで積立金もあるわ けですけれども、介護保険特別会計は決 算でも指摘をさせてもらっているように 黒字なわけです。3年ごとで収支を合わ せるということですけれども、今期も黒 字の見通しではないかなと思うんですが、 初年度というか21年度のこの見通しで は、今の現時点で赤字か黒字かお聞かせ いただきたいと思っております。給付の 伸びと、それから加入者がふえてくる、 その歳入の増加を突き比べると、この3 年間も黒字でいけるのではないかなと思っ たりもするんですが、保険料は、いわば 先取りをされているという面では、値下 げとか、環付というか、戻すというよう な方法がないのかと考えています。とり あえず、21年度の見通しをお聞きした いと思います。

- ○森西正委員長 山田課長。
- ○山田介護保険課長 山崎委員の3点の ご質問についてお答えいたします。

まず、介護保険料の収納に関してでございますが、ご存じのように特別徴収と普通徴収がございまして、特別徴収の方が約83%、これについては、収納率は

100%で見込んでおります。それから、普通徴収については残りの17%の方、これについては、予算上は89.4%という収納率で見込んでおります。

あと、介護保険料の場合は時効が2年間でございますので、滞納の繰越分、これは一定の収納率を見込んで予算化をしております。

この収納率の傾向なんですけれども、 年々減少の傾向にはございます。トータルで見ますと、制度当初は大体98%台の前半ぐらいで推移しておりましたが、20年度決算時点で97.8%ということで98%を割り込んでおります。

普通徴収の方が、一番収納率が高かったときで93%ほどございましたが、来年度の見込みは89.4%というような状況でございます。

それから、高額医療合算介護サービス 費についてでございますが、これは介護 保険の自己負担と医療保険の方の自己負 担、それぞれ1か月ごとに高額の上限が あるんですけれども、その制度を適用し た後に、年間の自己負担額が、合算して 一定額を超えたときに超えた分を還付す ると、支給するという制度でございます。

これにつきましては、国保及び後期高齢の医療保険の方に加入されている方につきましては、国保連合会の方でデータが介護の分もすべて集約されますので、一定、国保連合会の方で仮に算定しまして、勧奨の通知が出るというような仕組みになっております。これは始まって間もない制度なんですけれども、1回目の勧奨が、国保連合会で計算した結果、それぞれ後期高齢の方と、それから国保の方から、ことし1月に行われたというふうに聞いております。

それを受けて、それぞれの医療保険者 の方に支給申請をしていただいて、それ でまた介護の方のデータと正式にデータを突合しまして、それぞれの医療の保険者と介護の保険者に、この方については、 幾ら還付がありますというような通知が来て、そこからお支払いというような流れになっております。

あと、社会保険の方の被扶養者等の方につきましては、今のところ勧奨という 仕組みがない、あるいは組合ごとになっておりますので、まず該当するということがわかった方につきましては、介護保険課の方にその期間中どれだけ自己負担があったかの証明の発行の申請をしていただいて、その証明書を持ってそれぞれの健保組合の方に還付の請求をしていただくというような流れになっております。

制度自体につきましては、摂津市としましては、国保の方で広報紙等の掲載はしておりますが、国保加入者、後期高齢者医療の加入者の方については勧奨の通知が出るということでございますので、そういうのをごらんになって、手続をそれぞれの医療保険者の方にしていただくということになっております。

現状、今年度については、3月の国保連合会での審査、4月の支払いというのが一番最初になろうかと思っておりますので、その3月の審査の結果がまだ国保連合会の方から来ておりませんので、どの程度の方が、どれぐらいの金額なのかというのは、まだ把握しておりませんので、22年度の予算計上につきましても概算ということでさせていただいております。

それから、積立金、基金等もあるということで、今後の財政見通しということでございますけれども、委員からのご指摘もございましたように、介護保険は、3年間の事業計画の期間の中で財政を調整しまして、収支が合うようにというこ

とでございます。

第3期の20年度末に、基金の残高が約12億6,000万円ほどございました。ただ、給付の伸び等もございまして、この第4期の計画期間中で全額を取り崩しまして、さらに介護従事者の処遇改善ということで介護報酬が3%増額になった分に対する国からの交付金、これも当然すべて投入しまして3年間の介護保険料を据え置いたところでございます。

ということでございますので、計画上は基金を全額取り崩して、3年後には収支がゼロになるというような計画でございます。

21年度、現状での見込みなんですけれども、給付の方につきましては、ほぼ 当初予算に近いような形で推移しております。

20年度から21年度、大体10%増 ぐらいの給付の見込みを立てておったん ですが、ほぼそれに近い形、21年度か ら22年度、それから22年度から23 年度につきましては、給付が大体4%強 の伸びを見込んだ事業計画になっており ます。

それが歳出でございますが、歳入の方につきましては、被保険者の増ということで、これは既にもう、21年度の時点で事業計画よりも約400人ほど上回っております。

ということは、その分、保険料の収入 はふえるものということで見込んでおり ますが、今年度はまだ、給付がほぼ計画 どおりで推移しそうなんですが、被保険 者が予想以上に上回るということは、今 後給付が予想以上にふえるということも 考えられます。その辺、最終的に23年 度末ですね、第4期の末でどうなるかと いうのは、ちょっと今の時点でなかなか 想定はしにくいんですけれども、給付の 増になる部分につきましては、介護予防でありますとか、給付の適正化という取り組みの中で、できるだけ給付がふえないようにというようなことにも努めていきたいと思いますし、結果的には黒字ということになれば、その部分については、第5期の保険料の上昇の抑制にそれもすべて投入するというような考え方で、今後事業計画を立てていきたいというふうに考えております。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 まず、保険料の方ですけれども、そういった意味で、収納率が下がってきている実態をどう見ておられるかということなんですけれども、基本的に、ほかの保険に比べて高くて払えないという状況がやっぱりあるのではないかと、その辺をどう見ておられるのか。これに対処をする必要があるのではないかと思うんですけれども、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

それと、医療の方での勧奨で戻ってくるんですけれども、月ごとの分と年間の分と合わせてということになるので、仕組みが結構わかりにくいと。対象としては、やっぱり介護サービスを受けられている、給付されている方が対象になるわけですから、介護保険の方でも、その給付を受けられている方が、自分の状態がどうかということがわかるようなアドバイスができないものかなと思っておりますので、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それと、黒字の話なんですけれども、 給付は当初の予定どおりのような形で進 んでいるということで、保険料を負担し ていただく加入者というか、被保険者が 400人ほど上回ってくるということで、 これすべての方が給付を受けられる対象 ではないわけですね。そうすると、やは り黒字ベースで進むのではないかなというような気がするんです。ぜひとも、黒字ベースでいくということは、保険料で言うと、それこそ自分が受けるか受けないかわからないような給付のお金を先に積んでおくというような形のとられ方が非常にやっぱりあるのかなと思いますので、ぜひとも第5期の保険料は引き下げてもらえるような設計ができないかなと思っておりますので、これは要望としておきます。

- ○森西正委員長 山田課長。
- ○山田介護保険課長 収納率の低下ということで、実態がどうなのかということでございますが、介護保険課の方では、滞納されている方の実態調査ということで定期的に訪問をしております。

訪問する中で、納付相談あるいは制度 のご説明をさせていただいているんです が、21年度については8月と11月と 2月に各1週間程度集中して、担当者が 戸別訪問を行っております。

確かに、生活が苦しいということで納付がしんどいというお話を聞くわけなんですけれども、実際に2年間の時効が来て、不納欠損というようなときに、最終的に実態をまとめた資料等もつくっておるんですが、やはり8割ぐらいの方が非常に支払い困難、生活困難というふうに把握しております。

そういう中で、独自減免の制度ということでも保険料が第3段階の方を対象に、一定、収入であるとか預貯金であるとかの実態を把握した上で、第2段階の保険料に減額するというような制度も設けておりますし、そういったことの広報等にも努めておるんですけれども、なかなか今の非課税の方は収入、課税の方は所得というようなことで、階段状の保険料の仕組みというのは、これは全国的に決まっ

た枠組みの中でやっている部分でありまして、どこで差をつけるかといったら、 所得のある方をどれだけ差をつけていないというなことの工夫ぐらいしかゆる というようなことの工夫ぐらいしかゆる 低所得者の負担のあり方、対策についた は、引き続き国の方に、制度のあり方に おりますしていただくように要望していただくように要望していただくように関い おりますし、来年度に入りますと、のあり 方について議論されるというふうに聞いて おりますので、その中で保険者として 引き続き要望していきたいというふうに 考えております。

それから、高額の合算制度の勧奨ということですが、もちろん医療保険者に任せてということではなくて、介護保険課で独自につくっております市民向けのパンフレットに内容を掲載したりとか、ホームページで掲載したりというようなことで、できるだけ周知を図るようにしておりますし、今後利用者の方に、いろんな通知とか発送をしたというような機会ごとに、そういうPRにも努めていきたいというふうに思っております。

- ○森西正委員長 山崎委員。
- ○山崎雅数委員 介護保険だけですべて が賄えるということではないですけれど も、本当にお年寄りが不安なく生活でき るように、老人福祉法に基づく体制とい うのをしっかりと国も自治体も整えるよ うに推進していただきたいと思いますの で、よろしくお願いいたします。
- ○森西正委員長 弘委員。
- ○弘豊委員 それでは、何点かにわたってお聞きしたいと思います。

まず最初に、先ほど本保委員からも質問がありました。議案第8号ですが、予算書24ページ、介護予防特定高齢者施策事業費の中ですが、特定高齢者把握委

託料、これは今回1,769万円というようなことで計上されているんですが、昨年との比較で600万円ほど減額になっている、その中身がここだというふうに見ているんですけれども、20年度の決算では、たしか2,000万円ほどの支出になっていたかというふうに思うんです。この減額についての経過を教えていただけたらと思います。

続いて、28ページ、地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費の中に組まれていますが、給付実績チェック、これも委託料になりますが、金額はそれほど大きくはありませんけれども、昨年から計上されて、今年度375万円組まれていて、22年度には152万3,000円というような計上になっています。こ実際どういう中身になっているのか、また給付実績チェックという事業についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

それからもう1点、これは予算の部分 からちょっと離れますけれども、この間、 大阪府が事務事業委託にかかわっての権 限移譲を随分と市の方に求めているのが あるんですけれども、その中で介護保険 課にかかわる部分がたくさん上がってい ます。介護老人保健施設の許可等にかか わること、また介護老人保健施設の開設 者について指定があったものと見なされ る居宅サービス云々、8から9項目にわ たって、事務事業の委託にかかわってた たき台の、私、今手元にいただいた一覧 の中にはあるわけなんですけれども、そ のあたり、担当課の方での今の検討や見 通しについてお伺いできればというふう に思っております。

以上3点、よろしくお願いします。

- ○森西正委員長 山田課長。
- ○山田介護保険課長 給付実績チェック

の委託料と、府の権限移譲についてお答 え申し上げます。

まず、給付実績チェックの委託料の中 身と減額の理由ということなんですけれ ども、これは21年度から、給付適正化 事業の一環として取り組んだ事業でござ いまして、中身としましては、民間の居 宅介護支援事業所の方で作成されていま すケアプランについての中身の点検、そ れと、それについての助言・指導という ようなことを、実際の国保連合会からの サービスの給付の実績データと、それか ら市の方で持っております要介護認定の 調査結果のデータ、これを突き合わせし て、その資料をもとに助言・指導をして いくというような内容で、それによって ケアマネージャーの質の向上と、ケアプ ランの中身の向上というようなことで取 り組んでおるものでございます。

21年度につきましては、給付の実績 のデータと認定のデータを全件突合する ようなコンピューターのソフトと、その システム一式を導入しまして、その初期 経費がかかっております。それと合わせ て、実際に指導・助言を行うのを委託先 のケアマネージャー等の資格を持ちまし た専門職の方に依頼して、我々職員が立 ち会いといいますか、同行しながら一緒 に助言・指導をしているんですが、その ための、専門職の方の委託の費用という ことで、21年度は予算執行しておった んですが、22年度は、コンピューター の方の初期の導入費用が必要なくなって おりますので、その分の減額ということ でございます。

それから、大阪府からの権限移譲について、介護保険に係る分ということなんですが、主に事業所の指定、それから指導・監査といったような事務が、今大阪府の方で広域的に実施しておるものを市

町村に移譲しようというような考えで、 大阪府の方から示されております。

これにつきましては、同様の事務として地域密着型のサービスということで、今、市内グループホーム2か所と認知症の対応型のデイサービスセンター4か所、これについては既に、平成18年度から法改正によって、市町村の方で指定、指導の権限がおりてきておるんですが、そういうこともありまして、そのほかの施設あるいは居宅のサービスについてもすべて市町村の方でやらないかというようなことでの移譲の案でございました。

ただ、そうなりますと市内にも施設、 居宅の事業所あわせて現在70を超える ぐらいあります。それから、そういう事 務的な量ということもありますし、それ ぞれの事業所さんは、地域密着は市民の 方だけ対象に今市内で活動されているん ですが、そのほかの事業所については利 用者の方も広域的な利用形態となってお りますので、市町村によって指導の内容 が違うとかですね、取り扱いが違うとい うようなことも想定されるというような ことで、近隣の市町村ともそういうこと で会議を持ったこともあるんですけれど も、なかなか市としてそれすべて受け入 れるのは、広域的な対応ということと、 それから事務的な分量ということで難し いのではないかなというふうなことで原 課としてはそういう検討結果を取りまと めしておる政策推進課の方に伝えており ます。

ということで、すべての項目について は現状では移譲は困難であるというふう に認識しております。

- ○森西正委員長 川口参事。
- ○川口地域福祉課参事 それでは、特定 高齢者の費用の減ということのご質問に ついて、お答えいたします。

19年度までは健診の体制が市民健診 ということで、受診者の方が約5,00 0人ほどいらっしゃいましたので、その 19年度の実績を踏まえた上で21年度 予算ということで、20年度が年度途中 なものですから、19年度の実績を踏ま えて予算を計上していたんですけれども、 実際には20年度から市民健診から特定 健診ということで、健診の体制が変わり ましたことによって、受診者の方がかな り予想よりも下回りましたので、今度は 22年度の予算のときには20年度の特 定健診への変更によって減りました受診 者で予算を計上しましたので、受診者で 言いますと予算から見ますと1,200 人ほどの受診者の減ということで、予算 を計上したためにその差がこのような金 額の差になっております。

- ○森西正委員長 弘委員。
- ○弘豊委員 今の特定高齢者把握の分で すね、経緯としてはわかりました。

ただ、特定健診になって受診者の数が減るというようなことですけれども、減る中で把握の部分では十分やれているのかどうかという部分で、先ほどちょっと国保の管轄の部分のところでも市民健診いを持定健診に変わって受診が減ってるけるととの中で受診勧奨もして対応してるけれどもというふうな話もありましたけども、ここのところもとりわけ高齢者にかかわってですので、十分な把握というふうな部分で今可能なのかどうかというようなことで、ちょっと突っ込んでお聞かせいただけたらと思います。

それから、次の給付実績チェックというようなところも、ご説明はわかりました

ただ、今年度からこれが計上されて、 その中身、議事録の中で見ましたら、やっ ぱりケアプランチェックということで、 実際、必要な介護を適正に事業が行われ ているのかどうかというようなことで、 書類を付き合わせて審査するというよう なことですけれども、その実際のところ の把握ですよね、適正にやられているか どうか、これを職員の方がつかむという ようなことで、こういうチェックについ ても職員としてできればやった方がいい のかなみたいなそんなくだりがあったの かいうふうに思うんですが、実際、今年 度からやられてみて、ケアプランに沿っ てきちんとやられているのか、また問題 等、もしこのチェックをかけていろいろ 問題等が出てきてるような事例があるよ うでしたら、お聞かせいただけたらとい うふうに思います。

あと、事務事業の関係ですけれども、 今、ご説明いただきましたように、たく さんの事務事業、種類がたくさんありま して、件数で言ったらそれぞれが市内7 0超える事業所等ありますけれども、ケー スとしては少ない数で、また専門的な知 識がいってというふうなことになるのか というふうに思いますけれども。これは、 大阪府がつくった資料になるのかという ふうに認識してますけども、移譲方針と いうようなことで、これぐらいの事務だっ たら市町村で可能だろうみたいなことで、 わりかし難度は低いというようなことで、 これ出されてる部分で本当にそうなのか なというふうなことも私の方も思いなが らやられてる担当の方、部署の方からの 声も聞いてみたかったので、質問として 挙げさせてもらいました。広域的な福祉 の施設についても、やはり大阪府の役割 というようなことで、じゃどういうこと が府の役割なのかというようなときにし てみましたら、私も実際、そうした社会 福祉法人で働いているときに、何度も大 阪府に足運んだりとか、そういったこと

もありましたから思いますけれども、市で身近なサービスもちろんそうだけれども、大阪府がやるべき仕事というようなところの中身はきちんと押さえておいてもらう、そういうことはすごく大事なのかなというふうに考えも持ってますので、この点についてはまた鋭意、また慎重な議論もしつつ取り組んでいただけたらないうふうに思っております。

もう1点、この介護保険の制度の大きな流れについてですが、この間、摂津市のホームページでも開きましたら、介護保険にかかわってのところで介護保険制度が実施10年、ちょうどことしが10年目というようなことになりまして、厚生労働省が国民の皆さんからのご意見募集という取り組みをやってて、摂津のホームページからもそこにリンクでつながるいうふうなこともあって、いろいろと私も興味があって見せてもらいました。

アンケートはこれから取り組んでいって、さまざまな意見が挙げられるのかな。 ただ、ホームページだけの聴取でしたらなかなか挙がっていかないと思うんで、また大いにその取り組みについては知らせていることが要るのかなというなうにも思うんですけれども、市民のトとかもいろいるとお聞きしてるかと思うんですが、やっぱりこの介護保険の制度ところでは、山崎議員からも言われましたようになかなか必要な介護が十分受けれるような状況になってるのかと言いましたら、難しい実態もあります。

あと、そういったところから市民の皆さんの意見の中で、私これは大事だなと思ったのがやはり先ほども見てましたまちづくり市民会議、総合計画に向けての市民意見なんです。

それで、高齢者が安心して安全に暮ら

せるまちへというようなことが、このま ちづくりの市民意見いろいろと提言をま とめて出してる一番トップにこのことが きてるんですね。おつくりになられた方 たちの問題意識というようなところの大 きいところに、このことがあるんだなと いうようなことをここで象徴してるかと いうふうに私は思うんです。最初のくだ りがこういうことを書かれてます。「現 在の介護保険の仕組みでは、要支援より 要介護、また要介護でもよりレベルの高 い認定を受けてる人ほど介護にかかる費 用が多い。」まさにそのとおりですね。 また、「当たり前のことですけれども高 齢者自身介護が必要になる状態になるこ とを望んではいません。健康で充実した 生活を送れることを望んでいます。」と、 こういうことであります。多くの高齢者 が要介護状態にならず、自立した生活を 送れる。こういうことを将来望むことと いうことで書かれてます。

また、介護が必要となる高齢者の数が 少なく、介護が必要な高齢者が十分な介 護を受けれることができるようなそうい うまちであってほしいと、そういうよう なことも切実な願いだというふうに私は 思っています。

そういった意味で、本当に今の介護保険10年目というようなことで、いろんなプランでは3年、3年が見直しの時期になってますけれども、本当に国民の皆さんがこのことに対して、どういうふうなこの10年を振り返るのかというふうな意味では、ひとつこの厚労省に向けたアンケートもちょっと取り組みが大事なのかなというふうに思ってまして、この意見募集などについて、ちょっと担当の部署の方でどういうふうな位置づけといるというふうに思います。

また、なかなか厳しい財政状況の中でありますけれども、高い保険料を、また利用料を、その部分で言ったら軽減に向けた取り組みについて、ぜひとも前向きな検討をされるようにと、これは要望にしておきたいというふうに思います。 ○森西正委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 まず、給付実績チェックの委託の件についての成果と問題点というようなことでございますが、これはあくまで高齢者の方々の自立支援につながるようなケアプランが適正に作成されているのかどうかというような目的でございまでもしようというような目的で方に来て、それから事業所のケアマネのちで事前に何件かのケースのケアプランをもとにその事例を検討しながら、話しながら、よりよい内容にということで取り組んでおります。

21年度は10か所の事業所について それぞれ五、六ケースずつぐらいの方を 選んで、その方についてかなり突っ込ん だような内容のヒアリングそれからアド バイスをさせていただいたということで す。

具体的にアセスメントですね、課題分析をしまして、そこからどんなニーズがあるのか、そしてどういう目標を持っていただいて、どんなサービスの提供をしたらいいのか、それが実際提供されてどういう結果だったのかのモニタリングというようなところが、適切に自立支援につながるような形で行われているのかというようなチェックをさせていただきました。

その中で、担当として気がついたところは、ケアマネジャーさんのやはり力量に若干差があるのかなということも感じ

ておりますので、そういう事業の取り組みの中で共通して言えるようなことは、 まとめて全体の底上げと言いますか、摂 津市内、市内に限らずですね、摂津の利 用者の方を持っておられるケアマネジャー のレベルアップにつなげていければなと いうふうに思っております。

結構、指導的なことをされるのかなということでケアマネジャーの方も構えておられたとこもあったんですが、実際には研修と言いますか、アドバイスと言いますか、ということで大変勉強になったと、今後のケアプランの作成に役立てたいというような声も聞いておりますので、こういう取り組みを続けていって全体的な質の向上につなげていければというふうに考えております。

それから、介護保険10年ということでですね、どうかということなんですけれども、厚生労働省の方は3月末までですか広く国民からの意見を募集してますということで、そういう案内がありましたので、早速摂津市のホームページからもアクセスできるようにしました。

どれぐらいのどんな意見が寄せられて いるかちょっとわかりませんけれども、 市民の方だけじゃなくてですね、介護保 険課としても市の事業者連絡会の部会等 においてもこういう取り組みをやってま すとか、あるいは介護相談員さんとかに ついても厚生労働省の方もこういう意見 募集してますよということで、幅広く国 の方にも寄せていただくようにというよ うなことのPRもさせていただいてます。 当然、国任せということではなくて、日々 窓口でお聞きするようなこと、あるいは 事業者さんから市の方に入ってくるよう なことも含めて、自治体としてできるこ とってどれだけあるのかというのは非常 に難しいですけれども、そういうお声を できるだけ反映できるようなことは日々 自治体としても考えているところではご ざいます。

市民の方のまちづくりの委員会ですか、 そういう中で話が出てるように、だれも できれば要介護にならず自立した生活を したいというのは、これは同じ思いです ので、今後の介護サービス、介護保険の 給付だけでなかなかできない部分もある かと思いますけれども、新たな課題の解 決に向けていろんな声をできるだけ、幅 広くお聞かせ願いながら取り組んでいき たいというふうに考えております。

○森西正委員長 川口参事。

○川口地域福祉課参事 それでは受診者 数が減っているということであるが、特 定高齢者の把握が十分できているのかと いうご質問にお答えいたします。

特定高齢者ということで、特定健診と 同時実施をしています生活機能評価から の特定高齢者という意味では数の把握は 減っているんですけれども、目的はあく までも特定高齢者であると把握した方々 が介護予防講座を受けていただいて、改 善していただくということが目的ですの で、生活機能評価による受診者は減って いるんですけれども、その分、地域にお ける民生委員さんですとか、ライフサポー ターさん、見回りのヘルパーさん、ある いはCSWや包括の方の活動やふれあい サロン等にお越しになっていただいてい る高齢者の方で、やはりそういう特定高 齢者と言われるような対象者の方につい ては別途介護予防教室等にご案内をして おりますので、確かに生活機能評価から の把握の方は減っていますけれども、別 の方法でできるだけそういう必要な方に 対してご案内をして介護予防を受けてい ただいて状態を改善していただくという ふうに取り組んでおります。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 この健診の制度が変わった ということで、そのこと自体はこの部署 のところで言っても仕方ないことですか ら、その中でできる条件を使って、医療・ 介護を必要な人たちにきちんと適切な支 援ができるようにということで、引き続 きよろしくお願いいたします。

あと、給付実績チェックのところについて、ケアマネジャーの力量アップというようなことに、この取り組みを通じて、つながっていくのが一つはプラスなのかなというようなことと、また担当の方で、そういう状況もわかってくるというようなこと。引き続きそうした取り組みを通じて、より制度の中身ですね、自立支援に生かしていっていただけたらなというふうに先ほどの説明を聞いて感じました。

あと、厚労省がとってる意見募集です けれどもね、この間のいろんなパブリッ クコメントが、本当に形だけのものにな らないようにあげていけるような、実際 にこの制度については、いろんな意見を 持っておられる方も多いと思いますし、 そういう声が反映できるように担当の方 でも、取り組んでいただけたかなという ふうなこと思っています。また市として、 この10年振り返って、大きな国の制度 ですから、制度をどうするかみたいなこ とでいいましたら、市の実態についての 意見を国や府なんかが市町村にとるのか どうか、わかりませんけれども、こうい う時期ですので、ぜひとも声上げれるよ うにしていってもらえたらなというふう なことを要望もしておきます。

それから、やはりこの仕組みですね、 要支援より要介護、それから要介護でも よりレベルの高い認定を受けてる人ほど 介護にかかる費用は多いいうふうなこと では。この間、障害者福祉の方で自立支 援法が廃止というふうな流れになっていってますけれども、障害者自立支援法、その前の支援費制度ですね、そういった制度の設計が介護保険に近づけるいうふうな流れがあったかというふうに思うんです。そういう流れが訴訟の中でも違憲だというようなことを国が認めて制度を改めるというようなことが、今やられているわけなんですけれども、じゃこの介護保険はこのままでいいのかなというようなことが問題意識として持っています。

制度の設計が数年ごとにころころ変わって、そういったことで障害の分野では大変だというようなことも耳にはしていますし、またこの介護保険については、3年、3年の見直しということで今進められていってるわけですけれども、この点、本当に国の制度について、市の方でどう感じておられるのか、このところについて最後ちょっとお聞かせいただきたいなというふうに思いますが。どうでしょうか。よろしくお願いします。

○森西正委員長 佐藤部長。

○佐藤保健福祉部長 この介護保険制度ができてちょうど10年というようなことで、これについての市の考えというようなことでございますが、まさにこの10年というのは日本での高齢化がどんどん進んできた10年でもあるわけですね。

そういう中で、介護が必要になった方々を社会で支えていこうという趣旨でこの制度がスタートしたという部分についてはですね、そういう中でこの介護保険制度がこういう形で、さまざまな問題は提起されておってもですね、やはりこの日本に根づいてきてるという部分はこれはこれで評価はしていかざるを得ないだろうなと。

ただ、一方、現実の話としてですね、 なかなかこの制度をつくった中で当初考 えておったいわゆる社会で支えるという 部分が給付費の拡大というふうな問題の 中で、いわゆる家庭での介護というよう な問題が出てきたり、また一人一人の市 民の方々からすると、やはり在宅ではな かなか支えにくいというふうなことで、 施設での介護を希望するというような声 も片方である。

こういう中で、さまざまな問題提起な されてきておりますので、この制度がだ めだということではなくて、やはりこれ からますます高齢化が進んでいくわけで すし、まさに団塊の世代が介護保険の一 号被保険者の年代に差しかかってきてる わけですから、そういう中でこの保険が 一人一人の方が介護を受けるようになっ たときにですね、より利用しやすい、よ かったなと思っていただけるように、問 題点については大阪府の市長会を通じて ですね、国に対しては、これまでしてな かったというのじゃなくて、これまでも 要望はしてきておりましたが、より一層、 やっていきたいというふうに考えており ます。

- ○森西正委員長 弘委員。
- ○弘豊委員 本当に市民の皆さんが望んでいる将来こうあってほしいというような介護の部分ですね。高齢者が要介護状態にならず自立した生活を送れる、本当にそういうふうな希望ですね。それから介護が必要となったときに本当に安心して受けられる、そういうものに現時点ではなってないというふうに思ってます。

ぜひとも市の方としても一番身近な市 民にとってのよりどころとなるようなそ ういう行政としての役割を果たして頑張っ ていただきたいと思います。

- ○森西正委員長 ほかにございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○森西正委員長 以上で、質疑を終わり

ます。

暫時休憩します。

(午後4時41分 休憩) (午後4時42分 再開)

○森西正委員長 再開します。 討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 討論なしと認め、採決 します。

議案第1号所管分について、可決する ことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第3号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第4号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第7号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第8号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第9号について、可決することに

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第10号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第12号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第14号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第15号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第23号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第28号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定

しました。

議案第31号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第33号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定 しました。

議案第34号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午後4時45分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 森 西 正

民生常任委員 本保加津枝